



工事特記仕様書（改修）

I. 工事名称	津市中央市民館多目的便所設置工事
II. 工事概要	
1 工事場所	津市 愛宕町 地内
2 敷地面積	846.69 m <sup>2</sup>
3 工事内容	
構名称	本館
構造	鉄筋コンクリート造
建築面積	365.17 m <sup>2</sup>
延べ面積	977.05 m <sup>2</sup>
工事項目	改修工事：①階段室内に多目的便所新設（建具改修、内装改修、躯体改修） ②玄関スロープ改修

- III. 建築改修工事仕様
- 1 共通仕様  
 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版（以下「改修標準仕様書」という。）による。
- 2 特記仕様  
 (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。  
 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。  
 (3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改修仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																				
① 一般共通事項	① 通用基準等	1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官庁官庁営繕部監修（平成28年版） 2) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官庁官庁営繕部監修（平成28年版）																				
	② 施工条件	施工方法及び検査に関する事項 ※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。 ※ 作業着手までの施設内調査は、事前に施設管理者及び市監督員の承諾を得るものとし、施設運営に影響を与えない範囲とする。 ※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。 ※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。 ※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承諾を得てから行うこと。 ※ 当施設を運営しながらの改修となるため、工事期間中、現場内入場者、近隣関係者へ危害を与えないよう注意し、かつ周辺道路に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。 ※ 本工事期間中、毎週金曜日に老人室を利用するため、安全に考慮すること。 ※ 場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。 ※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。 ※ 大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。 ※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。 ※ 工事用水、電力については施設内既存の施設を無償で利用できる。ただし、施設運営に影響しないように事前に打ち合わせのうえ計画し、施工すること。 ※ 工事期間中、工事に起因し既存施設破損等を与えた場合は、工事請負者の責任において速やかに現状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。 ※ 工事着手前には、現状状況把握の為に破損箇所等があれば、市監立合いのもと写真に記録しておくこと。また、工事過程に於いて、既設施設に破損等を与えた場合は、請負者の負担において速やかに復旧すると共に、市監督員に報告すること。 ※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。 ※ 構内で騒音が出る作業および、利用者に支障をきたす作業は、土曜日、日曜日、祝日に行うこと。 ※ 仮設便所は設置不可とする。構内既存施設を利用すること。 ※ 場内入場は8：30以降に行い、退場は清掃片付けを終えた上で17：00までに退場すること。																				
	③ 養生材の処理等 (1.3.12)	本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>造成等</td> <td>・ 有 ○ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>・ 有 ○ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>上部構造部分・外装</td> <td>・ 有 ○ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>・ 有 ○ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>建築設備・内装等</td> <td>○ 有 ・ 無</td> <td>○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他 ( )</td> <td>・ 有 ○ 無</td> <td>・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> ・ 引き渡しを要するもの ○ 無 ( ) ・ 特別管理産業廃棄物 ・ 有 ( ) 処理方法 ( ) ○ アスベスト成形板等解体時の留意点 (床：Pタイル、天井：ロックウール吸音板) 1. 手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。 2. 可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。 3. 飛散されない様にする。こと。 4. 保護具及び作業着を着用すること。 5. 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。 6. 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。 ・ 現場において再利用を図るもの ( ) ○ 再資源化を図るもの ○ コンクリート塊 ・ アスファルトコンクリート塊 ・ 建設発生木材 引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調査を作成し、監督員へ提出すること。 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	屋根	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用	その他 ( )	・ 有 ○ 無
工程	作業の有無	分別解体等の方法																				
造成等	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
基礎・基礎ぐい	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
上部構造部分・外装	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
屋根	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				
建築設備・内装等	○ 有 ・ 無	○ 手作業 ○ 手作業、機械作業の併用																				
その他 ( )	・ 有 ○ 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用																				

4 建設副産物情報交換システムの利用	再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が1億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出すること。 また、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。																																
⑤ 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。																																
6 電気保安技術者 (1.3.3)	適用する																																
7 技能士 (1.6.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。																																
8 施工数量調査 (1.5.2)	調査範囲及び調査方法 ・ 工種別の特記による																																
9 調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)	補修方法 ・ 図示（図面番号： ） ・ ( )																																
⑩ 建築材料等	1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。 2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。																																
1.1 化学物質の濃度測定 (1.6.9)	測定対象化学物質（●で示したものとす。） <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>施設用途</th> <th>ホルムアルデヒド</th> <th>トルエン</th> <th>キシレン</th> <th>エチルベンゼン</th> <th>スチレン</th> <th>パラジクロロベンゼン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>学校 教育施設</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> 測定対象室及び測定個数 ・ 図示（図面番号： ） ・ ( ) 測定方法（ ・ パッ普法 ・ アクティブ法） 報告書提出部数 2部	適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン		学校 教育施設	●	●	●	●	●	●		住宅	●	●	●	●	●	●		その他	●	●	●	●	●	●
適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン																										
	学校 教育施設	●	●	●	●	●	●																										
	住宅	●	●	●	●	●	●																										
	その他	●	●	●	●	●	●																										
1.2 特別な材料の工法	改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。																																
⑬ 騒音・振動の防止	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。																																
⑭ 工事写真	営繕工事写真撮影要領(国土交通省大臣官庁官庁営繕部（平成28年版）)に従い撮影する。 提出部数 1部 用紙は上質紙とする。																																
⑮ 完成図 (1.8.2)	作成する（ ・ 完成図 ・ 保全に関する資料 ・ ( ) ) 完成図作図範囲（設計図を訂正） 完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部（原図サイズ）により提出すること。																																
⑯ 完成写真	・ デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。 ・ A4版用紙に1ページあたり3枚）1部 箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多くなる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。																																
⑰ 設備工事との取合い	施工範囲 ・ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ・ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び 操作スイッチ 施工図 ・ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。																																
⑱ 既存部分等への処置 (1.3.13)	工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。																																
⑲ 事故報告	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。																																
⑳ 消防提出書類	1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・ 本工事（ ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事） ・ 別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。																																
2.1 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置	労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。																																
㉓ 不正軽油の使用の禁止	1) 一般事項 市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等と同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。																																
2.3 屋外広告物	屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。																																

② 仮設工事	① 足場 (2.2.1) (表2.2.1)	設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 内部足場の種別 ○ 脚立 ○ 足場板 ○ (階段用足場) 外部足場の種別 ・ ( ) 防護シート等による養生 ・ 適用する ・ 適用しない																																																																																			
	② 既存部分の養生 (2.3.1)	既存部分の養生 ○ 図示（図面番号：A-08、09） 既存ブラインド・カーテンの養生 養生方法 ( ) 保管場所 ・ 構内既存施設内 固定された備品、机、ロッカーの移動 ・ 行う ・ 行わない																																																																																			
	③ 仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)	屋内の仮設間仕切り ・ A種 ○ B種 ・ C種 合板 厚さ ・ 9mm ・ ( ) せっこうボード 厚さ ○ 9.5mm ・ ( ) 合板又は石こうボードの塗装 ・ 行う ○ 行わない 設置箇所 ○ 図示（図面番号：A-08、09） 種別 ・ A種 ○ B種 ・ C種																																																																																			
4 監督員事務所 (2.4.1)	・ 構内建物内の一部を使用する。 ・ 設置する ・ 設置しない 監督員事務所の規模(単位:m) <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用規模</th> <th>10程度</th> <th>20程度</th> <th>35程度</th> <th>65程度</th> <th>100程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監督員事務所の仕上げ</td> <td colspan="5">仕 上 げ</td> </tr> <tr> <td>部 位 等</td> <td colspan="5">床</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">合板張り又はビニール床シート張り</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">内壁・天井</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">屋根</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>机・いす</th> <th>書棚</th> <th>黒板・白板</th> <th>掛時計</th> <th>温度計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>長靴</th> <th>雨合羽</th> <th>保護帽</th> <th>懐中電灯</th> <th>衣類ロッカー</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>消火器</th> <th>掃除具</th> <th>受注者加入電話 FAX</th> <th>冷暖房機器</th> <th>インターネット</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </tbody> </table>	適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度	監督員事務所の仕上げ	仕 上 げ					部 位 等	床						合板張り又はビニール床シート張り						内壁・天井						合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗						屋根						装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り					種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット	数量	個	個	台	台	台
適用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																																																																																
監督員事務所の仕上げ	仕 上 げ																																																																																				
部 位 等	床																																																																																				
	合板張り又はビニール床シート張り																																																																																				
	内壁・天井																																																																																				
	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗																																																																																				
	屋根																																																																																				
	装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り																																																																																				
種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																																																																
数量	組	台	個	個	個																																																																																
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																																																																
数量	足	着	個	個	台																																																																																
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット																																																																																
数量	個	個	台	台	台																																																																																
⑥ 仮設便所	構内既存の施設 ○ 利用できる ・ 利用できない																																																																																				
⑦ 工事用水	構内既存の施設 ○ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償） ・ 利用できない																																																																																				
⑧ 工事用電力	構内既存の施設 ○ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償） ・ 利用できない 有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。																																																																																				
⑨ 交通誘導警備員	配置 ○ 図示（図面番号：A-06）																																																																																				

原図：A-2

TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事	DRAWING TITLE 特記仕様書（改修）1	SCALE ――	一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 <b>山本 一級建築士事務所</b> 三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397	設 計 者 一級建築士 第317991号 山本 寛康	No. A-01
---------------------------	-----------------------------	-------------	---	-------------------------------------	-------------

4 塗り仕上げ (4.2.2)(j) (表4.2.4(その1) (その2))	種類	呼び名	仕上げ形状	工法																		
	薄付け仕上塗材	・ 外装薄塗材E ・ ( )	・ 砂壁状 ・ ゆず肌状 ・ 平坦状 ・ 凹凸状 ・ ゆず肌状 ・ さざ波状 ・ 着色骨材砂壁状	吹付け こて ローラー 吹付け こて																		
厚付け仕上塗材	・ 外装厚塗材C	・ 吹放し ・ 凸部処理	吹付け																			
	・ 外装厚塗材Si ・ 外装厚塗材E ・ ( )	・ 平坦状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し ・ 掻き落とし ・ 吹放し ・ 凸部処理 ・ 平坦状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し	こて 吹付け ローラー																			
複層仕上塗材	・ 複層塗材E ・ 複層塗材RE ・ 防水形複層塗材E ・ 防水形複層塗材RE ・ ( )	・ ゆず肌状 ・ 凸部処理 ・ 凹凸模様	ローラー 吹付け																			
	可とう形改修用 仕上塗材	・ 可とう形改修塗材E ・ 可とう形改修塗材RE ・ 可とう形改修塗材CE ・ ( )	・ 平坦状 ・ さざ波状 ・ ゆず肌状	ローラー 吹付け																		
(4.7.2) (表4.7.1) (表4.2.5)	・ 外装厚塗Cの上塗材がセメントスタッコ以外の場合 材所要量 ( kg/m <sup>2</sup> ) ・ マスチック塗材塗り ・ A種 ・ B種 仕上材塗り ( ) 複層仕上塗材の上塗材の種類 <table border="1"> <tr> <th>樹脂種類</th> <th>溶媒種類</th> <th>外 観</th> </tr> <tr> <td>・ アクリル系</td> <td>・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック</td> </tr> <tr> <td>・ シリカ系</td> <td>・ 水系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無</td> </tr> <tr> <td>・ ポリウレタン系</td> <td>・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック</td> </tr> <tr> <td>・ アクリル シリコン系</td> <td>・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック</td> </tr> <tr> <td>・ ふっ素系</td> <td>・ 弱溶剤系 ・ 水系</td> <td>・ 艶有 ・ 艶無</td> </tr> </table> (注) 艶無及びメタリックは、可とう形複層塗材、防水形複層塗材、及び可とう形改修塗材には適用しない。				樹脂種類	溶媒種類	外 観	・ アクリル系	・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	・ シリカ系	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無	・ ポリウレタン系	・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	・ アクリル シリコン系	・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック	・ ふっ素系	・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
樹脂種類	溶媒種類	外 観																				
・ アクリル系	・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック																				
・ シリカ系	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無																				
・ ポリウレタン系	・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック																				
・ アクリル シリコン系	・ 溶剤系 ・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック																				
・ ふっ素系	・ 弱溶剤系 ・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無																				
(4.6.3)	既存塗膜等の除去及び下地処理 <table border="1"> <tr> <th>工法</th> <th>処理範囲</th> </tr> <tr> <td>・ サンダー工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 高圧水洗工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 塗膜はく離工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 水洗い工法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ デッキブラシ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 高圧ポンプ</td> <td></td> </tr> </table>				工法	処理範囲	・ サンダー工法		・ 高圧水洗工法		・ 塗膜はく離工法		・ 水洗い工法		・ デッキブラシ		・ 高圧ポンプ					
工法	処理範囲																					
・ サンダー工法																						
・ 高圧水洗工法																						
・ 塗膜はく離工法																						
・ 水洗い工法																						
・ デッキブラシ																						
・ 高圧ポンプ																						
(4.6.4)	下地調整 ・ C-1 ・ C-2 ・ CM-2 ・ E ・ ( )																					
⑤ ① 改修工法 (5.1.3)	・ かぶせ工法 ・ カバー工法 ・ 持出し工法 ・ ノンシール工法 ・ 撤去工法 ・ はつり工法 ・ 引抜き工法																					
	2 防火戸 (5.1.4)	・ 例示仕様 ・ 個別認定 (認定番号: ) ・ 自動閉鎖機構 ・ 図示 (図面番号: )																				
3 見本の製作 (5.1.5)	・ 製作する ・ 製作しない																					
4 防犯建物部品 (5.1.7)	・ 図示 (図面番号: )																					
5 ブラインドボックス等 (5.1.6)(c)	・ 再使用する ・ 再使用しない																					
6 アルミニウム製 建具 (5.2.2) (5.2.4) (表5.2.1) (表5.2.2)	性能等級等 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 ) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 ) ・ 耐震ドアセット (等級 ) ・ 結露水の処理方法 ・ 図示 (図面番号: ) アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種類 ・ 外部に面する建具 ・ B-1 ・ B-2 ・ ( ) ・ 内部に面する建具 ・ C-1 ・ C-2 ・ ( )																					

7 網戸 (5.2.3)(e)	・ 可動式 ・ 固定式 防虫網の材質 ・ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス(SUS316)製 網目 ・ 16メッシュ ・ 18メッシュ
8 樹脂製建具 (5.3.2)~(5.3.5) (表5.3.1)~ (表5.3.3)	性能等級等 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 ) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 ) ガラス ・ 複層ガラス ( ) 建具枠見込寸法 ・ 図示 (図面番号: ) 水切り ・ 図示 (図面番号: ) せん板 ・ 図示 (図面番号: ) 丁番 ・ 改修標準仕様書(表5.7.3)による ・ 図示 (図面番号: )
9 鋼製建具 (5.4.2)	鋼製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 ) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 ) ・ 耐震ドアセット (等級 ) ・ めっき付着量 JIS G 3302 ・ Z12 ・ F12 ・ ( ) JIS G 3317 ・ Y08 ・ ( ) ・ H2400又はW950の建具 鋼板類の厚さ ・ 図示 (図面番号: )
⑩ 鋼製軽量建具 (5.5.2) (5.5.5) (5.2.2)(b) (5.5.3) (5.5.4) (5.7.3)(a) (5.2.3)(a)	鋼製軽量建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 ) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 ) ・ 耐震ドアセット (等級 ) ・ H2400又はW950の建具 鋼板類の厚さ ・ 図示 (図面番号: ) 改修標準仕様書5.5.1による 表面仕上げ ・ 塗装 (焼付塗装) ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板 ・ ステンレス鋼板 ( ・ HL ・ 鏡面 )
11 ステンレス製 建具 (5.6.2) (5.4.2)	ステンレス製建具の性能等級 ・ 簡易気密性ドアセット ・ 外部に面する建具の耐風圧 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 ) ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 ) ・ 耐震ドアセット (等級 ) 材料 ・ SUS304 ・ ( ) 表面仕上げ ・ HL仕上げ ・ ( ) 曲げ加工 ・ 普通曲げ ・ 角出し曲げ
⑫ 建具用金物 (5.7.2)	金物の見え掛り部等の材質等 ・ 改修標準仕様書(表5.7.1)による ・ 図示 (図面番号: )
(5.7.4)	マスターキー ・ 製作する ( ) 製作しない ( ) 引渡用鍵箱 ・ 必要 ( ) 不要 ( )
13 自動ドア開 閉装置 (5.8.2)	開閉装置の性能値 ・ 図示 (図面番号: )
(5.8.3) (表5.8.3)	センサーの種類 ・ 図示 (図面番号: )
(5.8.3)(f)	凍結防止措置 ・ あり ・ なし
⑬ ④ 自閉式上り 引戸装置 (5.9.3)	自閉式上り引戸装置の性能値 ・ 改修標準仕様書(表5.9.1)による ・ ( )
15 重量シャッター — (5.10.2)	種類 ・ 一般重量シャッター ・ 外壁用防火シャッター ・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター 耐風圧強度 ( Pa以上) 開閉機能 ・ 上部電動式 (手動併用) ・ 上部手動式
(5.10.2)(c) (表5.10.1)	一般重量シャッターのシャッターケース ・ 設ける ・ 設けない ・ めっき付着量 ・ Z12 ・ F12 ・ ( )
(5.10.2)(f) (5.10.3)	開閉形式 ・ 上部電動式 (手動併用) ・ 手動式 耐風圧強度 ( Pa以上)
16 軽量シャッター — (5.11.2) (表5.11.1)	スラットの材質及び形状 ・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形 ・ めっき付着量 JIS G 3312 ・ Z06 ・ F06 ・ ( ) JIS G 3322 ・ A290 ・ ( )
(5.11.4)	

17 オーバーヘッ ドドア (5.12.2)	型式及び機構 セクション材料 ・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ 耐風圧強度 ( Pa以上) 開閉方式 ・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式 収納形式 ・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形 (5.12.3) ガイドレール ・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板 ⑮ 板ガラス (5.13.2)(a) (5.13.4) ⑰ ガラス留め材 (5.13.2)(b) ⑳ ガラス溝の寸 法、形状等 (5.13.3) 21 ガラスブロッ ク積み (5.13.5)																
⑥ ① 一般事項 (6.1.3)(b)	既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲 <table border="1"> <tr> <th>改修部分</th> <th>改修範囲</th> </tr> <tr> <td>・ 天井</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> </tr> <tr> <td>・ 壁</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> </tr> <tr> <td>・ 床</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> </tr> </table>	改修部分	改修範囲	・ 天井	・ 図示 (図面番号: )	・ 壁	・ 図示 (図面番号: )	・ 床	・ 図示 (図面番号: )								
改修部分	改修範囲																
・ 天井	・ 図示 (図面番号: )																
・ 壁	・ 図示 (図面番号: )																
・ 床	・ 図示 (図面番号: )																
(6.1.3)(c)	天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲 ・ 図示 (図面番号: )																
(6.1.3)(f)	天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修 ・ 図示 (図面番号: A-12) ・ ( )																
② 既存床撤去、下 地補修 (6.2.2)(a)(1)	既存床仕上げ材の除去等 浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去 ・ 行う ・ 行わない																
(6.2.2)(a)(2)	合成樹脂塗床材の除去等 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法																
(6.2.2)(c)	改修後の床の清掃範囲 ・ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲 ・ ( )																
3 既存壁撤去、下 地補修 (6.3.2)	既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法 ・ ( )																
④ 木下地等 (6.5.1)(c) (6.5.2)(a)(2) (表6.5.2)	表面仕上げ ・ A種 ・ B種 ・ C種 木材の含水率 (工事現場搬入時、質量比) <table border="1"> <tr> <th>部材名称</th> <th>種 別</th> </tr> <tr> <td>下地材</td> <td>・ A種 ・ B種</td> </tr> <tr> <td>造作材</td> <td>・ A種 ・ B種</td> </tr> </table>	部材名称	種 別	下地材	・ A種 ・ B種	造作材	・ A種 ・ B種										
部材名称	種 別																
下地材	・ A種 ・ B種																
造作材	・ A種 ・ B種																
(6.5.2)(b)(1)	製材 「製材の日本農林規格」による製材 <table border="1"> <tr> <th>部位</th> <th>樹種・寸法・形状</th> <th>等級</th> <th>含水率</th> </tr> <tr> <td>下地用 針葉樹製材</td> <td>・ 図示</td> <td>・ ( )</td> <td>・ ( )</td> </tr> <tr> <td>造作用 針葉樹製材</td> <td>・ 図示</td> <td>・ ( )</td> <td>・ ( )</td> </tr> <tr> <td>広葉樹製材</td> <td>・ 図示</td> <td>・ ( )</td> <td>・ ( )</td> </tr> </table>	部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率	下地用 針葉樹製材	・ 図示	・ ( )	・ ( )	造作用 針葉樹製材	・ 図示	・ ( )	・ ( )	広葉樹製材	・ 図示	・ ( )	・ ( )
部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率														
下地用 針葉樹製材	・ 図示	・ ( )	・ ( )														
造作用 針葉樹製材	・ 図示	・ ( )	・ ( )														
広葉樹製材	・ 図示	・ ( )	・ ( )														
(6.5.2)(b)(2) (6.5.2)(b)(3) (表6.5.3)	「製材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、難燃処理及び含水率 ・ 図示 (図面番号: ) 造作材の材面の品質 ・ A種 ・ ( ) 樹種 <table border="1"> <tr> <th>部 位</th> <th>樹 種</th> <th>県 産 材</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	部 位	樹 種	県 産 材													
部 位	樹 種	県 産 材															
(6.5.2)(b)(3)	代用樹種の使用 ・ 禁止する ・ 禁止しない																
(6.5.2)(c)(i)	造作用集材材 「集材材の日本農林規格」による造作用集材材 <table border="1"> <tr> <th>部 位</th> <th>樹 種 ・ 寸 法</th> <th>見付け材面の等級</th> <th>厚 さ</th> </tr> <tr> <td>造作用集材材</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> <td>・ ( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧ばり造作用 集材材</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> <td>・ ( )</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化粧ばり構造用 造作用集材柱</td> <td>・ 図示 (図面番号: )</td> <td></td> <td>・ ( )</td> </tr> </table>	部 位	樹 種 ・ 寸 法	見付け材面の等級	厚 さ	造作用集材材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )		化粧ばり造作用 集材材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )		化粧ばり構造用 造作用集材柱	・ 図示 (図面番号: )		・ ( )
部 位	樹 種 ・ 寸 法	見付け材面の等級	厚 さ														
造作用集材材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )															
化粧ばり造作用 集材材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )															
化粧ばり構造用 造作用集材柱	・ 図示 (図面番号: )		・ ( )														

原図 : A-2

(6.5.2)(c)(ii) 「集材材の日本農林規格」以外の製材  
樹種、寸法、見付け材面の品質 ・ 図示 (図面番号: )  
含水率 ・ 15%以下 ・ ( )

(6.5.2)(d)(i) 造作用単板積層材  
「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材  
部位 厚さ 表面の品質 防虫処理  
造作用単板積層材 図示 (図面番号: ) ( ) ( )

(6.5.2)(d)(ii) 「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材  
厚さ、表面の品質、防虫処理 ・ 図示 (図面番号: )  
含水率 ・ 14%以下 ・ ( )

(6.5.2)(e) 床張り用合板等  
部材名称 樹種名 接着の程度 等級 板面の品質 防虫処理等 厚さ  
ラワン合板 針葉樹 1類 2級 C-D以上 2級 12mm

(6.5.5)(a) 防腐、防蟻処理  
適用部位 図示 (図面番号: )  
保存処理性能区分 ( )  
薬剤の塗布等の処理方法 ( )  
ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理 ( )

(6.5.5)(b) 防虫処理  
図示 (図面番号: )

⑤ 軽量鉄骨天井下地 (6.6.2) (表6.6.1) (6.6.3)  
野縁等の種類  
・ 屋内 19形 ( )  
・ 屋外 25形 ( )  
形式及び寸法  
・ 屋外 図示 (図面番号: )  
・ 耐震天井 図示 (図面番号: )  
・ ふところ≧1.5m 改修標準仕様書(6.6.4)(h) 図示 (図面番号: )  
・ ふところ>3m 図示 (図面番号: )

(6.6.4) 既存埋込みインサート  
・ 使用する ○ 使用しない  
既存埋込みインサート、あと施工アンカーの引き抜き試験  
行う (図面番号: ) ○ 行わない  
耐震天井 図示 (図面番号: )

⑥ 軽量鉄骨壁下地 (6.7.3)  
スタッド、ランナー等の種類  
○ 図示 (図面番号: A-10 )

⑦ ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り (6.8.2) (6.8.2)(a)  
材料  
○ ビニル床シート【JIS A 5705 (ビニル系床材)】  
種類の記号 色柄 厚さ 備考  
FS マーブル 2.5mm  
ノズリツア 無地 2.5mm

(6.8.2)(b) ○ ビニル床タイル【JIS A 5705 (ビニル系床材)】  
種類の記号 厚さ 備考  
半硬質ビニル床タイル 2.0mm

(6.8.2)(c)(1) ・ 帯電防止床シート又は床タイル  
種類 性能 厚さ 備考

(6.8.2)(c)(2) ・ 視覚障害者用床タイル  
種類 形状 備考  
ビニル床タイル 300×300×7.0mm

(6.8.2)(c)(3) ・ 耐動荷重性床シート  
種類 性能 厚さ 備考

(6.8.2)(c)(4) ・ 防滑性床シート又は床タイル  
種類 性能 厚さ 備考

(6.8.2)(e) ・ ゴム床タイル  
種類 厚さ 備考

(6.8.3)(a) 工法  
下地 ○ モルタル下地 ・ 木下地 ・ その他 ( )

(6.8.3)(b) ビニル床シート張り  
熱溶接工法 ○ 適用する ・ 適用しない

8 カーベツト敷き (6.9.3)(a) (表6.9.1)  
・ 織じゅうたん  
種類 バイルの形状 帯電性 品質の程度  
・ A種 ・ カットバイル ・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ ( )  
・ B種 ・ ループバイル  
・ C種 ・ カット、ループ併用 ・ ( )  
品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。(以下同様)

(6.9.3)(b) (表6.9.2) ・ タフテッドカーベツト  
バイルの形状 バイル長(mm) 帯電性 工法 品質の程度  
・ カットバイル ・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ 全面接着工法  
・ ループバイル ・ グリツパー工法 ・ ( )  
・ カット、ループ併用 ・ ( )

(6.9.3)(c) ・ ニードルパンチカーベツト  
厚さ(mm) 帯電性 備考  
・ 人体帯電圧 3KV以下  
・ ( )

(6.9.3)(d) (表6.9.2) ・ タイルカーベツト  
種類 バイルの形状 寸法(mm) 総厚さ(mm) 品質の程度  
・ カットバイル ・ 500×500 ・ 6.5  
・ ループバイル ・ ( ) ・ ( ) ・ ( )

(6.9.3)(e) 下敷き材 ・ 第2種第2号、厚さ8mm ・ ( )  
(6.9.3)(f) 見切り、押え金物 ・ 適用する(材質、種類及び形状 ・ 図示 (図面番号: ))

(6.9.4)(e) 敷き方  
平場 ・ 市松敷き ・ 模様流し ・ ( )  
階段部分 ・ 市松敷き ・ 模様流し ・ ( )

9 合成樹脂塗床 (6.10.3)(b)(1) (表6.10.4)  
弾性ウレタン樹脂塗床の仕上げ種類、工程  
・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ  
(6.10.3)(b)(2) エポキシ樹脂塗床の仕上げ種類  
(6.10.3)(c) (表6.10.5)~(表6.10.8)  
・ 薄膜流し展べ仕上げ (平滑・防滑) ・ 厚膜流し展べ仕上げ (平滑・防滑)  
・ 樹脂モルタル仕上げ (平滑・防滑) ・ 薄膜型塗床仕上げ (平滑)

10 フローリング張り (6.11.4) (表6.11.2)  
・ 釘留め工法  
材料 種類 樹種  
・ フローリングボード (根太張用) ・ なら  
・ 複合フローリング (根太張用) ・ A種 ・ ( )  
・ B種  
・ C種  
防湿処理 図示 (図面番号: )  
(6.11.5) (表6.11.3) (表6.11.5)  
・ 接着工法  
材種 樹種 厚さ 大きさ  
・ フローリングボード (直張用)  
・ フローリングブロック (直張用)  
・ 複合1種フローリング (直張用) ・ A種 ・ なら  
・ 複合2種フローリング (直張用) ・ B種 ・ ( )  
・ 複合3種フローリング (直張用) ・ C種  
・ モザイクパーケツト (直張用) ・ ( ) ・ ( ) ・ ( )  
緩衝材 ・ 合成樹脂発泡シート 図示 (図面番号: )

(6.11.6)(2) 塗装  
・ ウレタン樹脂ワニス塗り (1液形、B種)  
・ オイルステイン塗りのうえワックス塗り  
・ 生地そのままワックス塗り  
・ ( )

11 畳敷き (6.12.2) (表6.12.1)  
② せつこうボード、その他ボード及び合板張り (6.13.2) (表6.13.1)  
材種 種類 厚さ(mm)  
せつこうボード 壁 9.5(準不燃)  
12.5(不燃)  
天井 9.5(準不燃)  
12.5(不燃)  
強化せつこうボード 12.5(不燃)  
耐水せつこうボード 12.5(不燃)  
ロックウール化粧吸音板 普通 9  
立体模様  
けい酸カルシウム板 タイプII 0.8FK

(6.13.2)(h) 遮音シール材  
・ シーリング材 ・ ジョイントコンパウンド

(6.13.3)(e)(3) 合板類の張付け  
・ A種 ○ B種

(6.13.3)(g)(1) (表6.13.5) せつこうボードの目地工法  
・ 継目処理 ・ 突付け ・ 目透し

13 壁紙張り (6.14.2)  
施工箇所 品質 防火性能  
・ 不燃 ・ 準不燃  
・ 不燃 ・ 準不燃  
・ 不燃 ・ 準不燃

1.4 モルタル塗り (6.15.3)  
既製目地材 ・ 使用する(形状: )  
床の目地 ・ 図示 (図面番号: )

① 5 タイル張り (6.16.2) (6.16.3)  
伸縮調整目地  
位置 ○ 図示 (図面番号: )  
タイルの種類  
施工箇所 形状寸法 工法 用途による区分 すべり抵抗性 区分 I類(磁器) II類(せつ器) III類(陶器) 役物 標準・特注色 耐凍害性有無  
スロープ 100×100 任着張り 〇 不要 標準 無

(6.16.3)(b)(1) 試験張り ・ 行う ○ 行わない  
見本焼き ・ 行う ○ 行わない

1.6 セルフレベリング材塗り (6.17.2) (6.17.3)  
・ せつこう系 ・ セメント系  
塗厚 ( ) mm

① 7 断熱材 (9.5.2)  
断熱材打込み工法  
種類 ・ A種 ・ B種  
種類 種別 厚さ(mm) 施工箇所  
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム  
・ 押出法ポリスチレンフォーム  
・ A種硬質ウレタンフォーム  
○ グラスウール 24kg/m2 100 1階多目的便所

(9.5.3) 断熱材現場発泡工法(吹付硬質ウレタンフォーム)  
種類 厚さ[mm] 施工箇所  
・ A種1 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフトレン回りの床版  
・ A種2 下等、部分的に後張りとしなければならない箇所  
・ A種3 ( )

⑦ 塗装改修工事  
① 材料 (7.1.3)(b)  
○ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。  
・ 次の箇所を除き防火材料とする。(箇所: )  
② 下地調整 (7.2.1~7.2.7) (表7.2.1)~(表7.2.7)  
既存塗膜の除去範囲(塗り替えてRB種の場合)  
・ 図示 (図面番号: )  
種別 下地 種別 ひび割れ部の補修  
・ 木部 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種  
・ 鉄鋼面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種  
・ 亜鉛めっき鋼面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種  
○ モルタル、プラスター面 ・ RA種 ○ RB種 ・ RC種 ・ 行う  
・ コンクリート、ALCパネル面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 行う  
・ コンクリート、押出成形セメント板面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 行う  
○ せつこうボード、その他ボード面 ・ RA種 ○ RB種 ・ RC種

③ 錆止め塗料塗り (7.3.2) (7.3.3) (表7.3.3)~(表7.3.4)  
錆止め塗料種別  
・ 亜鉛めっき鋼面  
・ A種 ・ B種 ・ C種  
錆止め塗料塗り種別  
鉄鋼面 ・ A種 ○ B種 ・ C種  
亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種

4 合成樹脂調合ベイント塗り(SOP) (7.4.2) (7.4.3~7.4.5) (表7.4.1)~(表7.4.3)  
塗料種別 ・ 1種 ・ ( )  
種別 下地 種別  
・ 木部 ・ A種 ・ B種 ・ C種  
・ 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種  
・ 亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種

5 クリヤラッカー塗り(CL) (7.5.2) (表7.5.1)  
種別  
木部 ・ A種 ・ B種

6 アクリル樹脂系非水分散形塗料(NAD) (7.7.2) (表7.7.1)  
種別  
・ A種 ・ B種

7 耐候性塗料塗り(OP) (7.8.2)~(7.8.4) (表7.8.1)~(表7.8.3)  
上塗り等級  
・ 1級(フッ素系) ・ 2級(シリコン系) ・ 3級(ポリウレタン系)  
種別 下地 種別  
鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種  
亜鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種  
コンクリート面及び押出成形セメント板面 ・ A-1種 ・ A-2種  
・ B-1種 ・ B-2種  
・ C-1種 ・ C-2種

原図：A-2

TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事

DRAWING TITLE 特記仕様書(改修)3

SCALE

一級建築士事務所 山本一級建築士事務所  
三重県登録第1-2396号  
三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779  
三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397

設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛康  
No. A-03

8 つや有合成樹脂 エマルションペ イント塗り (EP-G) (7.9.2)~(7.9.5) (表7.9.1)~ (表7.9.4)	種別	下地	種別												
	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ A種 ・ B種 ・ C種												
	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ A種 ・ B種 ・ C種												
	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ A種 ・ B種 ・ C種	・ A種 ・ B種 ・ C種												
9 合成樹脂エマ ルションペイン ト塗り(EP) (7.10.2) (表7.10.1)	種別	・ A種	・ B種												
	・ A種	・ B種	・ C種												
10 合成樹脂エマ ルション模様塗 料塗り(EP-T) (7.11.2) (表7.11.1)	種別	・ A種	・ B種												
	・ A種	・ B種	・ C種												
11 ウレタン樹脂 ワニス塗り(UC) (7.12.2) (表7.12.1)	種別	・ A種	・ B種												
	・ A種	・ B種	・ C種												
12 ラッカーエナ メル塗り(LE) (7.13.2) (表7.13.1)	種別	・ A種	・ B種												
	・ A種	・ B種	・ C種												
13 木造保護塗料 塗り(WP) (7.15.2) (表7.15.1)	種別	・ A種	・ B種												
	・ A種	・ B種	・ C種												
8 の 1 耐震改修工事 共通事項	8.1.1 8.1.2	<p>工事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事</li> <li>鉄骨ブレースの設置工事</li> <li>柱補強工事(溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法)</li> <li>柱補強工事(鋼巻き工法又は帯巻き付工法)</li> <li>柱補強工事(連続繊維補強工法)</li> <li>耐震スリット新設工事</li> <li>免震改修・制震改修工事</li> </ul> <p>工事種別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋工事</li> <li>あと施工アンカー工事</li> <li>コンクリート工事</li> <li>鉄骨工事</li> <li>グラウト工事</li> <li>連続繊維補強工事</li> <li>スリット新設工事</li> <li>免震改修・制震改修工事</li> <li>基礎工事</li> </ul>													
	8.2.1	<p>撤去の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示(図面番号: )</li> <li>新設のコンクリート、モルタル、グラウト材、鉄骨、連続繊維に接する部分</li> <li>既存コンクリート撤去範囲に面する部分</li> <li>( )</li> </ul> <p>既存設備機器、配管撤去、新設、移設等処置</p> <p>本工事の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本工事の範囲として図示された設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分</li> <li>設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分は本工事の範囲としな。</li> <li>( )</li> </ul> <p>撤去範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示(図面番号: )</li> </ul>													
8 の 2 耐震改修工事 撤去工事	8.2.1 8.2.2 8.2.3 8.2.4	<p>既存構造体の撤去</p> <p>撤去範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示(図面番号: )</li> <li>はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置</li> </ul> <p>既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鉄筋の切断</th> <th>範囲</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・既存鉄筋は切断せず残す</td> <td>・図示(図面番号: ) ・全ての撤去部分 ( ) ・適用なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・コンクリートの撤去範囲の周囲より一定長さを残し切断する</td> <td>・図示(図面番号: ) ・全ての撤去部分 ( ) ・適用なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・コンクリート撤去範囲の鉄筋は切断する</td> <td>・切断せず残す範囲を除く撤去する既存鉄筋コンクリートの範囲 ( )</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>はつりだした鉄筋の処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋に損傷を与えないよう適切な養生を施す。</li> <li>( )</li> </ul> <p>はつりだした鉄骨の処置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリート等を除去し鉄面を表す。</li> <li>( )</li> </ul> <p>既存構造体コンクリート面の表層目荒らし</p> <p>目荒らし程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平均深さ5~10mmで最大深さ15mm程度の凹凸を100mm間隔程度で施す</li> <li>図示(図面番号: )</li> </ul>		鉄筋の切断	範囲	適用	・既存鉄筋は切断せず残す	・図示(図面番号: ) ・全ての撤去部分 ( ) ・適用なし		・コンクリートの撤去範囲の周囲より一定長さを残し切断する	・図示(図面番号: ) ・全ての撤去部分 ( ) ・適用なし		・コンクリート撤去範囲の鉄筋は切断する	・切断せず残す範囲を除く撤去する既存鉄筋コンクリートの範囲 ( )	
	鉄筋の切断	範囲	適用												
・既存鉄筋は切断せず残す	・図示(図面番号: ) ・全ての撤去部分 ( ) ・適用なし														
・コンクリートの撤去範囲の周囲より一定長さを残し切断する	・図示(図面番号: ) ・全ての撤去部分 ( ) ・適用なし														
・コンクリート撤去範囲の鉄筋は切断する	・切断せず残す範囲を除く撤去する既存鉄筋コンクリートの範囲 ( )														
8.2.1 8.2.2 8.2.3	<p>既存部分の処理</p> <p>3 既存構造体コンクリートの表層目荒らし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示(図面番号: )</li> </ul>														

8 の 3 耐震改修工事 鉄筋工事	1 鉄筋 (8.2.1) (表8.2.1)	<p>材料 改修標準仕様書(表8.2.1)による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ SD295A</td> <td>D10</td> </tr> <tr> <td>・ SD345</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ SD390</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ ( )</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>網目の形状、寸法及び鉄線の径</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>網目の形状、寸法</th> <th>鉄線の径(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100×100</td> <td>5.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>90°未満の折曲げの内法直径</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示(図面番号: )</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>径</th> <th>部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重ね継手</td> <td>・ D16以下</td> <td>土間コンクリート(多目的14床)</td> </tr> <tr> <td>ガス圧接</td> <td>・ D19以上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修標準仕様書(8.3.4)(c)(1)による</li> <li>図示(図面番号: )</li> </ul> <p>継手位置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各部配筋参考図による</li> <li>図示(図面番号: )</li> </ul> <p>先組み工法等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>柱・梁主筋の継手を同一箇所に設ける</li> </ul> <p>鉄筋の定着長さ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修標準仕様書(表8.3.4)による</li> <li>図示(図面番号: )</li> </ul> <p>帯筋組立の形</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示(図面番号: )</li> </ul> <p>軽量コンクリートで土に接する部分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無し</li> <li>有り 適用箇所( )</li> </ul> <p>最小かぶり厚さ( )mm</p> <p>耐久性上不利な部分(塩害を受けるおそれのある部分等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無し</li> <li>有り 適用箇所( )</li> </ul> <p>最小かぶり厚さ( )mm</p> <p>図示(図面番号: )</p>	種別	径(mm)	・ SD295A	D10	・ SD345		・ SD390		・ ( )		網目の形状、寸法	鉄線の径(mm)	100×100	5.0		径	部位	重ね継手	・ D16以下	土間コンクリート(多目的14床)	ガス圧接	・ D19以上													
	種別	径(mm)																																			
	・ SD295A	D10																																			
	・ SD345																																				
	・ SD390																																				
	・ ( )																																				
	網目の形状、寸法	鉄線の径(mm)																																			
	100×100	5.0																																			
		径	部位																																		
	重ね継手	・ D16以下	土間コンクリート(多目的14床)																																		
ガス圧接	・ D19以上																																				
2 溶接金網 (8.2.2)																																					
3 加工 (8.3.2)																																					
4 鉄筋の継手及び定着 (8.3.4)																																					
5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (8.3.5)																																					
6 各部配筋																																					
7 ガス圧接 (8.3.8)	<p>圧接完了後の試験</p> <p>超音波探傷試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行う</li> <li>行わない</li> </ul> <p>割裂補強筋の適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>材料</th> <th>材種</th> <th>径</th> <th>本数・ピッチ</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・スパイラル筋</td> <td>・鉄筋コンクリート用</td> <td>・R235</td> <td>・6Φ</td> <td>スパイラルの径(mm)</td> <td>・図示(図面番号: )</td> </tr> <tr> <td>・( )</td> <td>・( )</td> <td>・( )</td> <td>・9Φ</td> <td>スパイラルのピッチ(mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・はしご筋</td> <td>・鉄筋コンクリート用</td> <td>・295A</td> <td>・10</td> <td>壁内方向筋</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・( )</td> <td>・( )</td> <td>・( )</td> <td>・( )</td> <td>壁面外方向筋</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	材料	材種	径	本数・ピッチ	適用箇所	・スパイラル筋	・鉄筋コンクリート用	・R235	・6Φ	スパイラルの径(mm)	・図示(図面番号: )	・( )	・( )	・( )	・9Φ	スパイラルのピッチ(mm)		・はしご筋	・鉄筋コンクリート用	・295A	・10	壁内方向筋		・( )	・( )	・( )	・( )	壁面外方向筋							
種類	材料	材種	径	本数・ピッチ	適用箇所																																
・スパイラル筋	・鉄筋コンクリート用	・R235	・6Φ	スパイラルの径(mm)	・図示(図面番号: )																																
・( )	・( )	・( )	・9Φ	スパイラルのピッチ(mm)																																	
・はしご筋	・鉄筋コンクリート用	・295A	・10	壁内方向筋																																	
・( )	・( )	・( )	・( )	壁面外方向筋																																	
8 割裂補強筋 (8.21.6) (8.22.7)																																					
9 鉄筋の機械式継手及び溶接継手 (8.4.2) (8.4.3)	<p>機械式継手</p> <p>種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( )</li> </ul> <p>工法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( )</li> </ul> <p>修正方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( )</li> </ul> <p>品質の確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( )</li> </ul> <p>鉄筋相互のあき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( )mm</li> </ul> <p>溶接継手</p> <p>工法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( )</li> </ul> <p>修正方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( )</li> </ul> <p>品質の確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( )</li> </ul> <p>鉄筋相互のあき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>( )mm</li> </ul>																																				
10 構造体コンクリートの仕上り (8.1.4)	<p>コンクリートの種別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>I類</li> <li>II類</li> </ul> <p>普通コンクリートの設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準強度F<sub>c</sub>[N/mm<sup>2</sup>]</th> <th>適用範囲</th> <th>気乾単位容積質量</th> <th>スランブ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・21</td> <td>土間コンクリート</td> <td>・2.3t/m<sup>3</sup>程度</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>・( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>軽量コンクリートの設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計基準強度F<sub>c</sub>[N/mm<sup>2</sup>]</th> <th>種別</th> <th>適用範囲</th> <th>気乾単位容積質量</th> <th>所要気乾単位容積質量</th> <th>スランブ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・36</td> <td>・1類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・( )</td> <td>・2類</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>合板せき板を用いる場合の打直し仕上げの種別</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A種</li> <li>B種</li> <li>C種</li> </ul>	設計基準強度F <sub>c</sub> [N/mm <sup>2</sup> ]	適用範囲	気乾単位容積質量	スランブ	・21	土間コンクリート	・2.3t/m <sup>3</sup> 程度	18	・( )				設計基準強度F <sub>c</sub> [N/mm <sup>2</sup> ]	種別	適用範囲	気乾単位容積質量	所要気乾単位容積質量	スランブ	・36	・1類					・( )	・2類					・( )					
設計基準強度F <sub>c</sub> [N/mm <sup>2</sup> ]	適用範囲	気乾単位容積質量	スランブ																																		
・21	土間コンクリート	・2.3t/m <sup>3</sup> 程度	18																																		
・( )																																					
設計基準強度F <sub>c</sub> [N/mm <sup>2</sup> ]	種別	適用範囲	気乾単位容積質量	所要気乾単位容積質量	スランブ																																
・36	・1類																																				
・( )	・2類																																				
・( )																																					
(コンクリート)																																					
3 ③ コンクリートの材料 (8.2.5) (表8.2.3)	<p>セメントの種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種</li> <li>( )</li> <li>高炉セメントB種又はフライアッシュセメントB種</li> <li>適用箇所( )</li> </ul>																																				

8 の 4 耐震改修工事 コンクリート工事	4 ⑥ 混和材料 (8.2.5)	<p>骨材</p> <p>アルカリシリカ反応性による区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>A L (コンクリート中のアルカリ総量を規制)</li> <li>A (安全と認められる骨材を使用)</li> </ul> <p>なお、A Lで規制できない場合は、Aとし、その試験は、施工着手前、工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取は、請負者立ち会いのもと、試験を行う者が生コン工場のストックヤードから試料を採取して試験を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特殊な骨材の使用</li> <li>フェロニッケルスラグ骨材</li> <li>鋼スラグ骨材</li> <li>電気炉酸化スラグ骨材</li> <li>再生骨材H</li> </ul> <p>混和剤</p> <p>混和剤の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修標準仕様書(8.2.5)(d)(1)による</li> <li>図示(図面番号: )</li> </ul> <p>混和材</p> <p>混和材の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修標準仕様書(8.2.5)(d)(2)による</li> <li>図示(図面番号: )</li> </ul>																				
	5 ⑥ 調査管理強度 (8.2.5) (8.8.3) (8.10.2)	<p>構造体強度補正值(S)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3N/mm<sup>2</sup></li> <li>6N/mm<sup>2</sup></li> <li>( )</li> </ul>																				
	6 ⑥ 型枠 (8.2.7) (8.7.8)	<p>材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複合合板(厚さ・12mm・( )・普通合板)</li> </ul> <p>スリーブ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修標準仕様書(8.2.7)(g)(2)(i)による</li> <li>改修標準仕様書(8.2.7)(g)(2)(ii)による</li> <li>材種( )規格( )</li> </ul>																				
	7 ⑥ 暑中コンクリート (8.10.2)	<p>構造体強度補正值(S)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6N/mm<sup>2</sup></li> <li>( )</li> </ul>																				
	8 ⑥ 無筋コンクリート (8.11.1)	<p>構造体強度補正值(S)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>18N/mm<sup>2</sup></li> <li>( )</li> </ul> <p>スランブ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>15cm</li> <li>18cm</li> <li>( )</li> </ul>																				
	9 ⑥ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事、溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法等 (8.21.8) (8.23.5)	<p>部位別のコンクリートの打設工法の指定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補強工法</th> <th>打設工法</th> <th>部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事</td> <td>・流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(1)及び(b)</td> <td>・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )</td> </tr> <tr> <td>・圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(2)及び(c)</td> <td>・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )</td> </tr> <tr> <td>・工法指定なし</td> <td>・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法</td> <td>・流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(1)及び(b)</td> <td>・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )</td> </tr> <tr> <td>・圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(2)及び(c)</td> <td>・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )</td> </tr> <tr> <td>・工法指定なし</td> <td>・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )</td> </tr> <tr> <td>・( )</td> <td></td> <td>・図示(図面番号: ) ・( )</td> </tr> </tbody> </table>	補強工法	打設工法	部位	現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事	・流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(1)及び(b)	・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )	・圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(2)及び(c)	・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )	・工法指定なし	・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )	鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法	・流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(1)及び(b)	・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )	・圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(2)及び(c)	・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )	・工法指定なし	・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )	・( )		・図示(図面番号: ) ・( )
	補強工法	打設工法	部位																			
	現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事	・流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(1)及び(b)	・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )																			
		・圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(2)及び(c)	・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )																			
		・工法指定なし	・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )																			
鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法	・流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(1)及び(b)	・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )																				
	・圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(2)及び(c)	・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )																				
	・工法指定なし	・全ての増設壁 ・図示(図面番号: ) ・( )																				
・( )		・図示(図面番号: ) ・( )																				
10 ⑥ 増設壁工事後の仕上げ (8.21.10) (8.23.7)	<p>柱頭柱脚の隙間部間の型枠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発泡プラスチック保温材等を埋込む</li> <li>( )</li> </ul> <p>柱頭柱脚の隙間寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示(図面番号: )</li> </ul> <p>打ち込みコンクリート又はグラウト材の厚さ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示(図面番号: )</li> <li>60mm</li> <li>( )</li> </ul> <p>図示(図面番号: )</p>																					

8 の 5 耐震 改修 工事 あと 施工 アンカ ー工事	(あと施工アンカー) 1 あと施工アンカーの材料 (8.2.4) (表8.2.2)	種類 ・ 金属系 セットの方式 ・ 本体打込み式 ( ) ・ 改良型 ( ) ・ 従来型 ( ) 径及び埋込み深さ ( ) 引張耐力 ( ) せん断耐力 ( ) 接合筋の種類・径・長さ ( ) ・ 接着系 カプセル型回転 打撃式 有機系 無機系 径及び埋込み深さ ( ) 引張耐力 ( ) せん断耐力 ( ) アンカー筋の種類 ( ) アンカー筋の新設壁内への定着長さ ( ) あと施工アンカーの性能確認試験 ( ) ・ 行う ( ) ・ 行わない ( )
	2 あと施工アンカーの施工 (8.12.2) (8.12.4) (8.12.5)	穿孔 埋込み配管等の探査の方法 ・ 鉄筋探知機(金属探知機)により検査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。 ・ はつり出しによる。 ( ) あと施工アンカーの施工確認試験 ( ) ・ 実施する ( ) ・ 実施しない ( ) 確認試験方法 ( ) ・ 改修標準仕様書(8.11.5)による ( ) 確認強度 ( ) 場所打ちコンクリート壁の打増部に用いる既存部とのシアコネクタ種類 ・ 金属系あと施工アンカーの異形差筋アンカー ・ 接着系あと施工アンカーの異形差筋アンカー 径[mm] ・ D10 長さ[mm] ・ 増打壁厚-40 ( ) 形込み深さ[mm] ・ 5d(d:シアコネクタの径)以上 ( ) 間隔[mm] ・ 500×500 シアコネクタとセパレーターの兼用 ( ) ・ 兼用してもよい ( ) ・ 兼用しない ( )
8 の 6 耐震 改修 工事 鉄骨 工事	1 鉄骨製作工場 (8.1.5)	株日本鉄骨評価センター又は株式会社鉄骨評価機構の「鉄骨製作工事の性能評価基準」に定めるグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 ・ J ( ) ・ R ( ) ・ M ( ) ・ H ( ) ・ S ( )
	2 施工管理技術者 (8.1.5)	施工管理技術者(鉄骨製作管理技術者、鉄骨工事管理責任者等)の適用 ( ) ・ しない ( ) ・ する ( )
	3 鋼材 (8.2.8)	材質・形状及び寸法 ( ) ・ 図示(図面番号:A-16)
	4 高力ボルト (8.2.9) (8.14.2) (8.14.7)	高力ボルトの適用 ・ トルシア形高力ボルト 2種(S10T) ・ JIS形高力ボルト2種(F10T) ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト1種(F8T相当) 高力ボルトの径 ・ 図示(図面番号:図示) すべり係数試験 ・ 行う ( ) 試験方法等 ・ 図示(図面番号: ) JIS形・ナット回転法かつボルト長がねじの5倍を超える場合の回転量 ・ ( )
5 仮組 (8.13.10)	仮組の実施 ・ 実施する ( ) ・ 実施しない ( )	
6 技能資格者 (8.15.3)	溶接作業における技能資格者の技量付加試験 ・ 実施する ( ) ・ 実施しない ( )	
7 溶接部の試験 (8.15.11)	完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 工場溶接の場合 ・ 全数試験とする ・ 公共建築工事標準仕様書(平成28年版)(7.6.11)(b)による。 平均出検査品質限界(AOQL) ・ 4.0% ・ 2.5% ( ) 検査水準 ・ 第6水準 ( ) ロットの構成 ( ) 工事現場溶接の場合 ・ 全数試験とする ・ 公共建築工事標準仕様書(平成28年版)(7.6.11)(b)による。 平均出検査品質限界(AOQL) ・ 4.0% ( )	
8 溶接材料 (8.2.10)	改修標準仕様書(8.2.10)(a)(b)以外の溶接材料 材料及び使用箇所 ( ) ・ 図示(図面番号: )	
9 溶接接合 (8.15.4) (8.15.7)	開先の形状 ( ) ・ 図示(図面番号: ) スカーラップの形状 ( ) ・ 図示(図面番号: )	
10 錆止め塗装 (8.17.3)	鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面(鉄骨に溶接されたものに限る) ・ 改修標準仕様書(7.3.2)(表7.3.1) ( )種 耐火被覆材の接着する面への塗装 ・ 行う ( ) ・ 行わない ( ) 適用箇所 図示(図面番号: ) 種類 ・ 改修標準仕様書(7.3.2)(表7.3.1) ( )種	

8 の 7 耐震 改修 工事 グラウト 工事	1 耐火被覆材の種類及び性能 (8.18.2) (8.18.3)	部位 種類 仕様
	1.2 プレース設置 工事後の仕上げ	・ 図示(図面番号: )
8 の 7 耐震 改修 工事 グラウト 工事	(グラウト工事) 1 モルタル及びグラウト材 (8.2.6) (8.2.11) (表8.2.5) (表8.2.10)	構造体用モルタル ・ 改修標準仕様書(8.2.6)及び(8.2.11)による。 無収縮モルタル ・ 改修標準仕様書(8.2.11)(a)による ( ) グラウト材 ・ 改修標準仕様書(8.2.11)(b)による。
	(現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事及び鉄骨プレースの設置工事等)	増設の現場打ち鉄筋コンクリート壁と既存構造体との隙間の処置方法 部位 処理方法 備考 ・ 増設壁の上部 ・ グラウト材を注入 ・ ( ) ・ ( ) ・ ( )
8 の 8 耐震 改修 工事 柱 補強 工事	(連続繊維補強工事) 1 連続繊維シート等による工法 (8.24.1)	連続繊維による補強、補修工法 ・ (財)日本建築防災協会の評価を受けた工法とする。 ( )
	2 連続繊維シート及び含浸接着樹脂等の材料 (8.23.6)	連続繊維の材料 ( ) 工法 ( ) 引張強度(含浸硬化後) ( ) ヤング係数(含浸硬化後) ( )
	3 連続繊維シートの施工準備	仕上げモルタルの除去 ・ 既存構造躯体面まで除去する ・ モルタル除去は行わない ( ) 既存モルタルの圧縮強度測定 ・ 行う ( ) ・ 行わない ( ) ひび割れ部の改修工法 ・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法
	4 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法 (8.23.6)	柱頭柱脚の隙間寸法 ・ 図示(図面番号: )
	5 耐震補強後の仕上げ (8.23.7) (8.24.5)	・ 図示(図面番号: )
	6 炭素繊維シートの施工	炭素繊維の目付量 ・ 図示(図面番号: ) ・ 200g/m2 ・ 300g/m2 ( ) 炭素繊維シートの巻き数 ・ 図示(図面番号: ) ・ 1巻き ・ 2巻き ( )
	7 連続繊維補強材の強度試験 (8.24.4)	引張強度試験 ・ 実施する(JIS A1191に準拠する) 試験数量 ( ) ・ 実施しない ( )

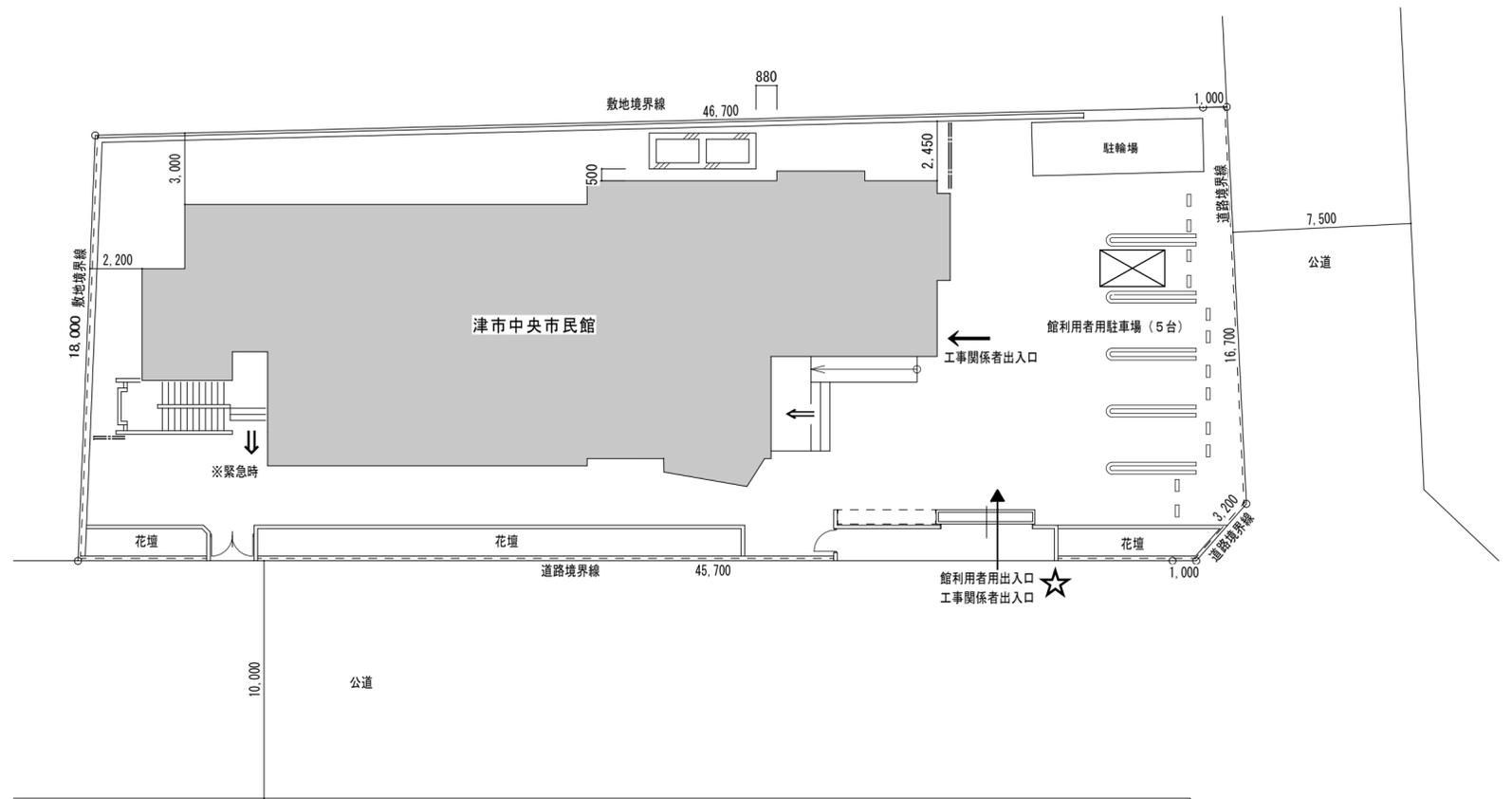
8 の 9 耐震 補強 工事 スリット 新設 工事 免震 改修 工事	(耐震スリット新設工事) 1 スリットの種類 (8.25.1) (8.25.2)	付着強度試験 ・ 実施する(JIS A6909に準拠する) 試験数量 ( ) ・ 実施しない ( ) 耐震スリットの種類及び形状 完全スリットの形状 記号 形状 幅W(mm) 既存鉄筋の処理 部分スリットの形状 記号 形状 幅W(mm) 目地部の残存厚さ ts(mm) 既存鉄筋の処理 スリット部の配管等の調査 範囲 方法 スリットの逃げ位置 壁上部部 壁の柱きわ部 壁下部部 撤去部の補修 充填材 免震改修、制震改修に関する仕様は、図示する。 (8.26.1)~ (8.26.17)
	2 スリットの施工	スリット部の配管等の調査 範囲 ・ スリット新設部に伴う鉄筋コンクリートの撤去範囲全て。 ・ 図示(図面番号: ) 方法 ・ 鉄筋探知機(金属探知器)により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。 スリットの逃げ位置 壁上部部 壁の柱きわ部 壁下部部 撤去部の補修 充填材 免震改修、制震改修に関する仕様は、図示する。 (8.26.1)~ (8.26.17)
8 の 10 その他 工事	1 基礎工事 (8.28.2) (8.28.3)	既存杭の撤去 ・ 図示(図面番号: ) 埋戻し及び盛土の材料及び工法 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 建設発生土の処理 ・ 自由処分 ・ 処分地指定 処分地 ( ) ・ 処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離 8km 山留めの撤去 ・ 撤去 ・ 存置
	2 地業工事 (8.28.4)	杭の施工監理 杭工事特記仕様書による。 適用基準 本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準を適用する。 国土交通省告示第468号「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」(平成28年3月4日) 施工記録 受注者は、杭の施工期間中は、1週間ごとに、その週に施工した杭の施工記録を取りまとめ、翌週以内に監督員に、工事打合せ簿を添付したうえで提出し、確認を受けること。また電流値が記録されたチャート紙等の原本を合わせて提示し、必ず監督員の確認を受けること。 なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法については、施工計画書に明記しておくこと。 根拠資料 共通仕様書、特記仕様書及びその他基準書の定めにより作成した施工管理資料の根拠となる資料(施工記録の原本、チャート紙、電子的な記録やプリントアウト紙等)は、受注者において全て適切に管理し、保管しなければならない。 保管期間は契約書第3条第4項又は第5項(第3条8条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡しを受けた日から10年とする。 また、発注者から請求があった場合は、速やかにこれらを提出または提示しなければならない。 試験杭及び試験掘 ・ 試験杭 位置、本数及び寸法は図示(図面番号: )による。 ・ 試験掘 位置、本数及び寸法は図示(図面番号: )による。 杭の支持地盤 支持地盤の位置、種類 ( ) 水平方向のずれ ( )mm以下 杭の載荷試験 試験方法 ( ) 試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。 位置 ( ) 載荷荷重 ( )kN 報告書 ( )

原図：A-2

TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事	DRAWING TITLE 特記仕様書(改修)5	SCALE —	一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 山本一級建築士事務所 三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397	設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛康	No. A-05
---------------------------	-----------------------------	------------	---	-----------------------------------	-------------



附近見取図 S=NS



配置図兼仮設計画図 S=1/200



凡例

-  改修建物
-  交通誘導員(大型車両進入時配置)
-  敷地入口を示す
-  施設利用者及び管理者入口
-  工事関係者出入口
-  A型バリケード
-  ゴミ置場(蓋等を設け、安全を期すこと)

原図：A-2

<p>TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事</p>	<p>DRAWING TITLE 附近見取図 配置図兼仮設計画図</p>	<p>SCALE 1/200</p>	<p>一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 <b>山本一級建築士事務所</b> 三重県津市藤方1457-4 電話&lt;059&gt;(225)0757 FAX&lt;059&gt;(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話&lt;059&gt;(262)0397 FAX&lt;059&gt;(262)0397</p>	<p>設計者 一級建築士 第317991号 山本 覚康</p>	<p>No. A-06</p>
-----------------------------------	--	------------------------	---	---	---------------------

● 建築物概要

工事名称	津市中央市民館多目的便所設置工事	地域・地区	都市計画区域	市街化区域	備考
建築場所	津市 愛宕町 地内		用途地域	第1種住居地域	
主要用途	集会所他		防火指定	22条区域	
工事種別	改修工事 階段室内に多目的便所新設（建具改修、内装改修、躯体改修） 玄関スロープ改修		その他の地域	指定なし	
構造・規模	鉄筋コンクリート造 3階建		延面積	977.05 m <sup>2</sup>	

● 内部仕上表（改修箇所のみ）

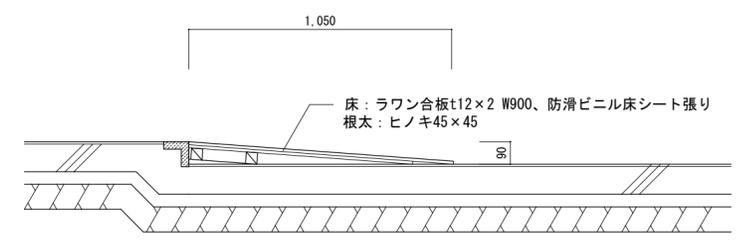
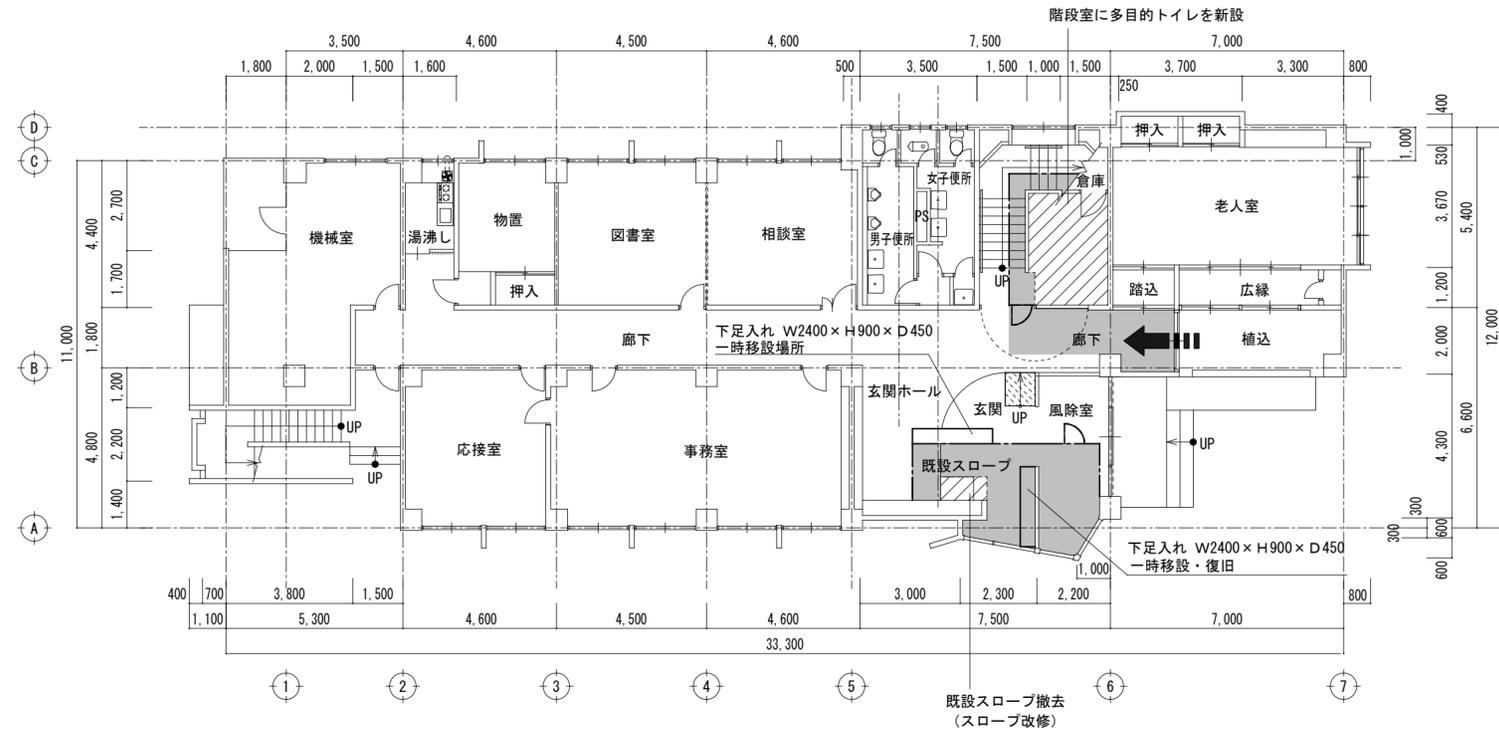
階	室名	床	巾木	腰壁・壁		天井		廻り縁	天井高	備考	
				下地	仕上	下地	仕上				
1階	多目的トイレ	改修前 (階段室)	モルタル下地、Pタイル張り ※アスベスト含有材	モルタル金ゴテ仕上げ	———	モルタル金ゴテ ソラコート吹付け	———	モルタル金ゴテ ソラコート吹付け	———	3.520	
		改修後	モルタル下地、ビニル床シート張り t=2.5	ソフト巾木 H=300	モルタル下地 (既設壁下地)	耐水石膏ボード t=12.5 (GL工法)の上 メラミン不燃化粧板張り t=3.0	LGS天井下地	石膏ボード張り t=12.5 2重張り、EP塗装	塩ビ製 ボード用見切り縁	2.400	既設建具取り替え
	玄関ホール	改修前	モルタル下地、Pタイル張り ※アスベスト含有材	木製巾木 OP塗装 H=60	———	モルタル金ゴテ ソラコート吹付け	LGS天井下地	ロックウール吸音板張り ※アスベスト含有材	塩ビ製 ボード用見切り縁	2.700	既設スロープ撤去
		改修後	改修無し	改修無し	———	改修無し	改修無し	改修無し	改修無し	2.700	スロープ新設 L=1500 床：100角タイル張り 立上り：コンクリート金ゴテ仕上げ
	1階廊下	改修前	モルタル下地、Pタイル張り ※アスベスト含有材	木製巾木 OP塗装 H=60	———	モルタル金ゴテ ソラコート吹付け	LGS天井下地	ロックウール吸音板張り ※アスベスト含有材	塩ビ製 ボード用見切り縁	2.600	
		改修後	一部モルタル下地、ビニル床タイル張り t=2.0	ソフト巾木 H=100	LGS下地	強化石膏ボード t=12.5 2重張り、EP塗装	LGS天井下地 既設再利用	化粧石膏ボード張り t=9.5 455×910 mm	塩ビ製 ボード用見切り縁	2.600	ビクトサイン

注 記	※仕上材は、見本提出の上、仕上色及び材料について監督員の承諾を得ること。	略 記 号				認 定 番 号			
	※内装使用材料は全て F☆☆☆☆ とする	SOP	合成樹脂調合ペイント	VP	塩化ビニル樹脂エナメル	石膏ボード t12.5	NM-8619	強化石膏ボード t12.5	NM-8615
	※内壁等、改修後の取合い補修は、本工事に含む。	NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料	LGS	軽量鉄骨下地	石膏ボード t 9.5	QM-9828	強化石膏ボード t21	NM-8615
	※仕様参考例（メ-カ-名は、参考とし、同等品以上とする。）	EP	合成樹脂エマルジョンペイント	PB	石膏ボード	耐水石膏ボード t12.5	NM-9346	化粧石膏ボード t 9.5	NM-1864
	※ビクト図柄、室名札文字書きは、監督員と協議を行い決定する。		※塗料は全て基材同等品とする	GW	グラスウール 24kg/m <sup>3</sup>	耐水石膏ボード t 9.5	QM-9826	ロックウール化粧吸音板 t12	NM-8599
						硬質せっこうボード t12.5	NM-1139	けい酸カルシウム板	NM-8578
						硬質せっこうボード t 9.5	NM-1139	メラミン不燃化粧板	NM-9300

原図：A-2

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	設計者	No.
津市中央市民館多目的便所設置工事	建築物概要書 仕上表	———	山本 一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397	A-07

改修前

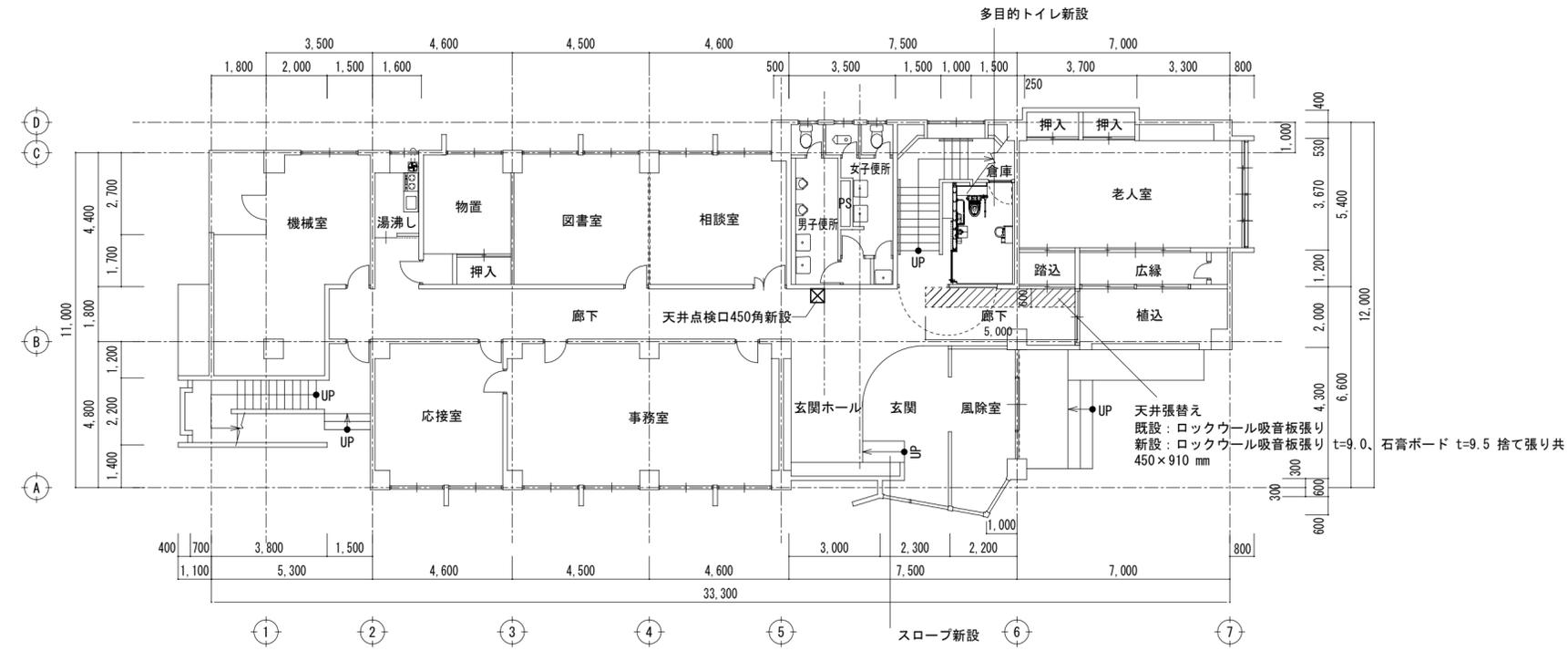


仮設スロープ 1/20

- .....改修工事箇所を示す
- .....床養生範囲を示す (シート+ベニヤ)
- .....仮設間仕切 (LGS65下地PBt=9.5片面張り、7#ミ製片開戸、南京錠共)を示す
- .....工事関係者出入り口を示す
- .....仮設スロープ設置箇所を示す

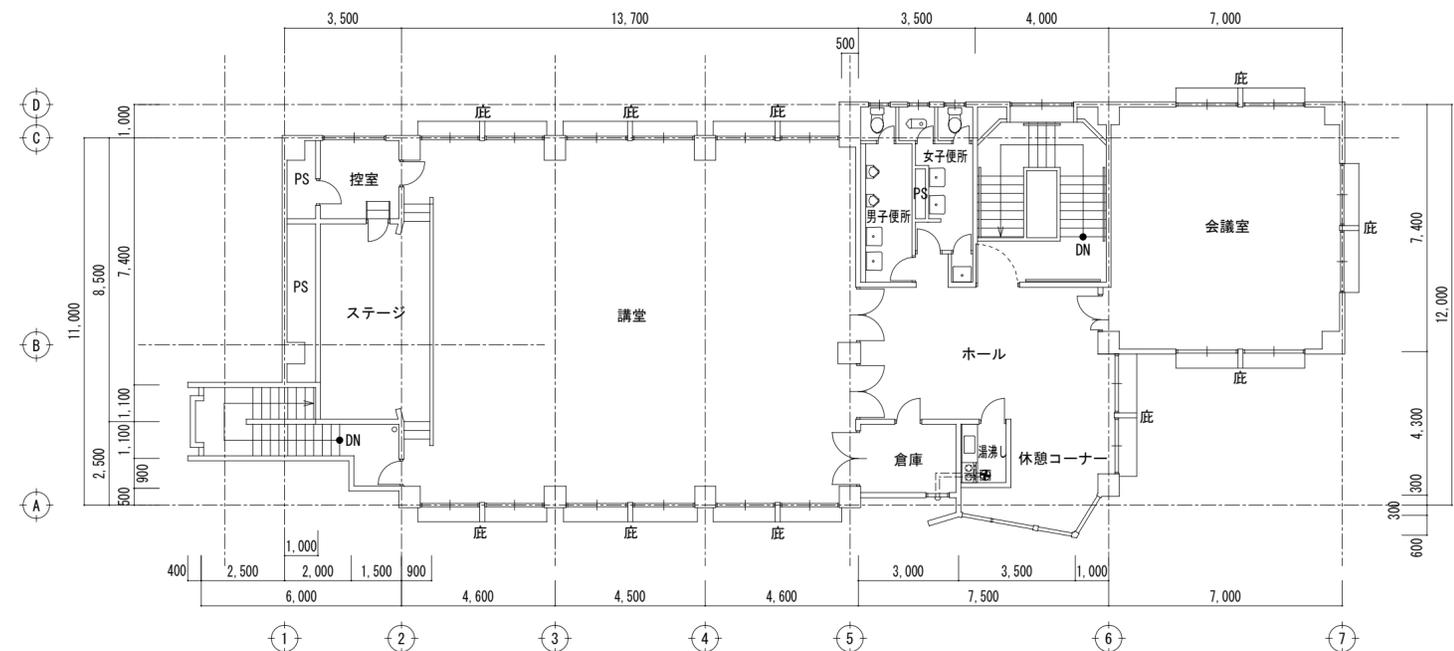
改修前 1階平面図兼仮設計画図

改修後

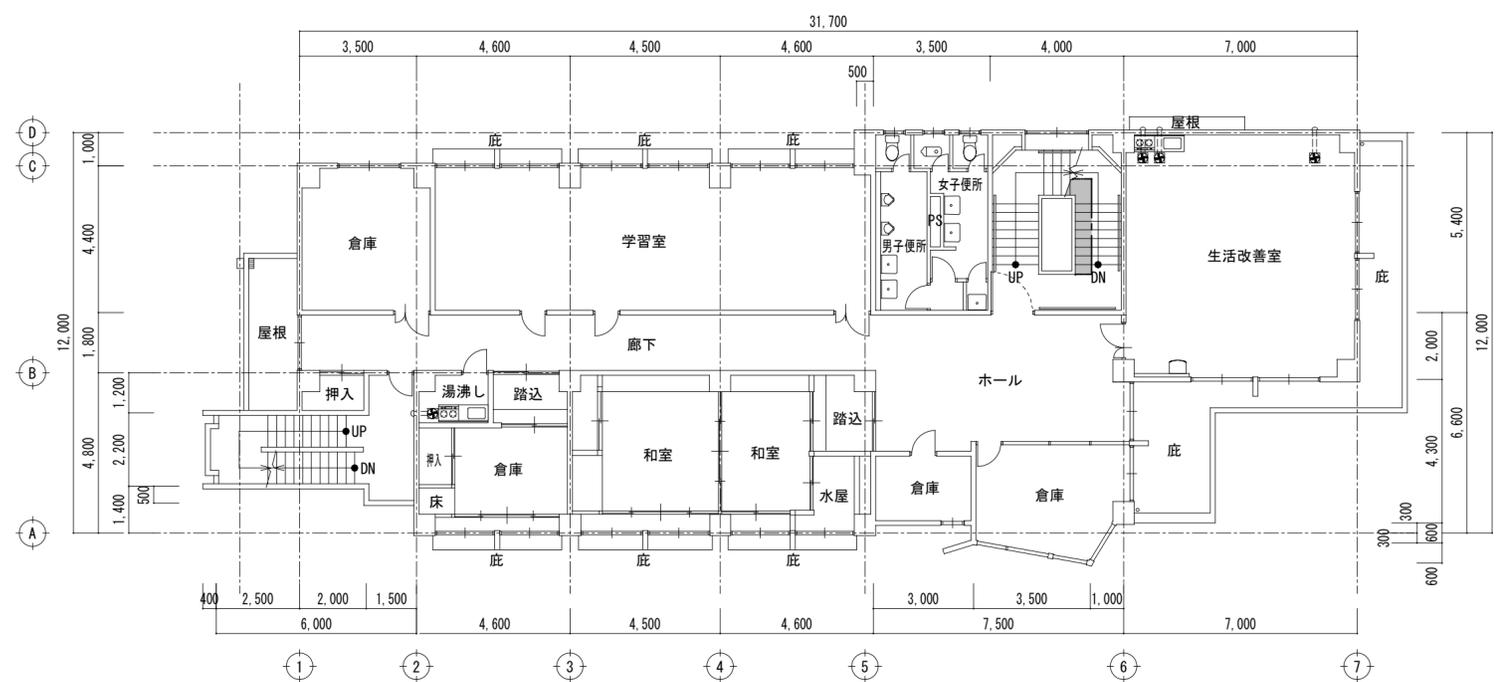


改修後 1階平面図 S=1/150

<p>TITLE</p> <p>津市中央市民館多目的便所設置工事</p>	<p>DRAWING TITLE</p> <p>改修前 1階平面図兼仮設計画図 改修後 1階平面図</p>	<p>SCALE</p> <p>1/150</p>	<p>一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号</p> <p><b>山本一級建築士事務所</b></p> <p>三重県津市藤方1457-4 電話&lt;059&gt;(225)0757 FAX&lt;059&gt;(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話&lt;059&gt;(262)0397 FAX&lt;059&gt;(262)0397</p>	<p>設計者</p> <p>一級建築士 第317991号 山本 寛康</p>	<p>No.</p> <p>原図：A-2 A-08</p>
--------------------------------------	---	---------------------------	---	--	-----------------------------------



改修前・後 3階平面図



改修前・後 2階平面図兼仮設計画図

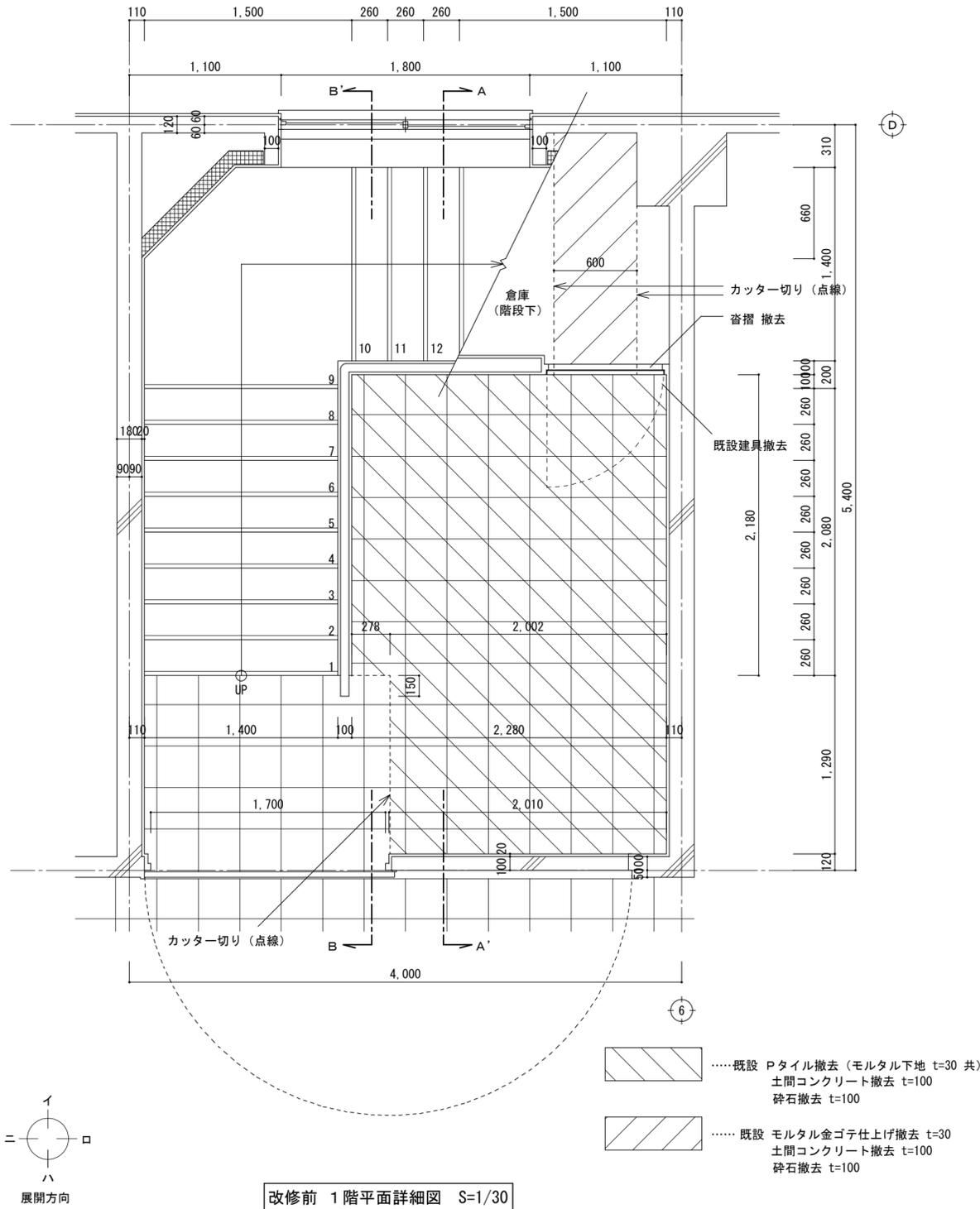
NOTE  
2階、3階の改修工事は無し

- .....床養生範囲を示す (シート+ベニヤ)
- 仮設間仕切 (LGS65下地Pbt=9.5片面張り、7/8製片開戸、南京錠共)を示す

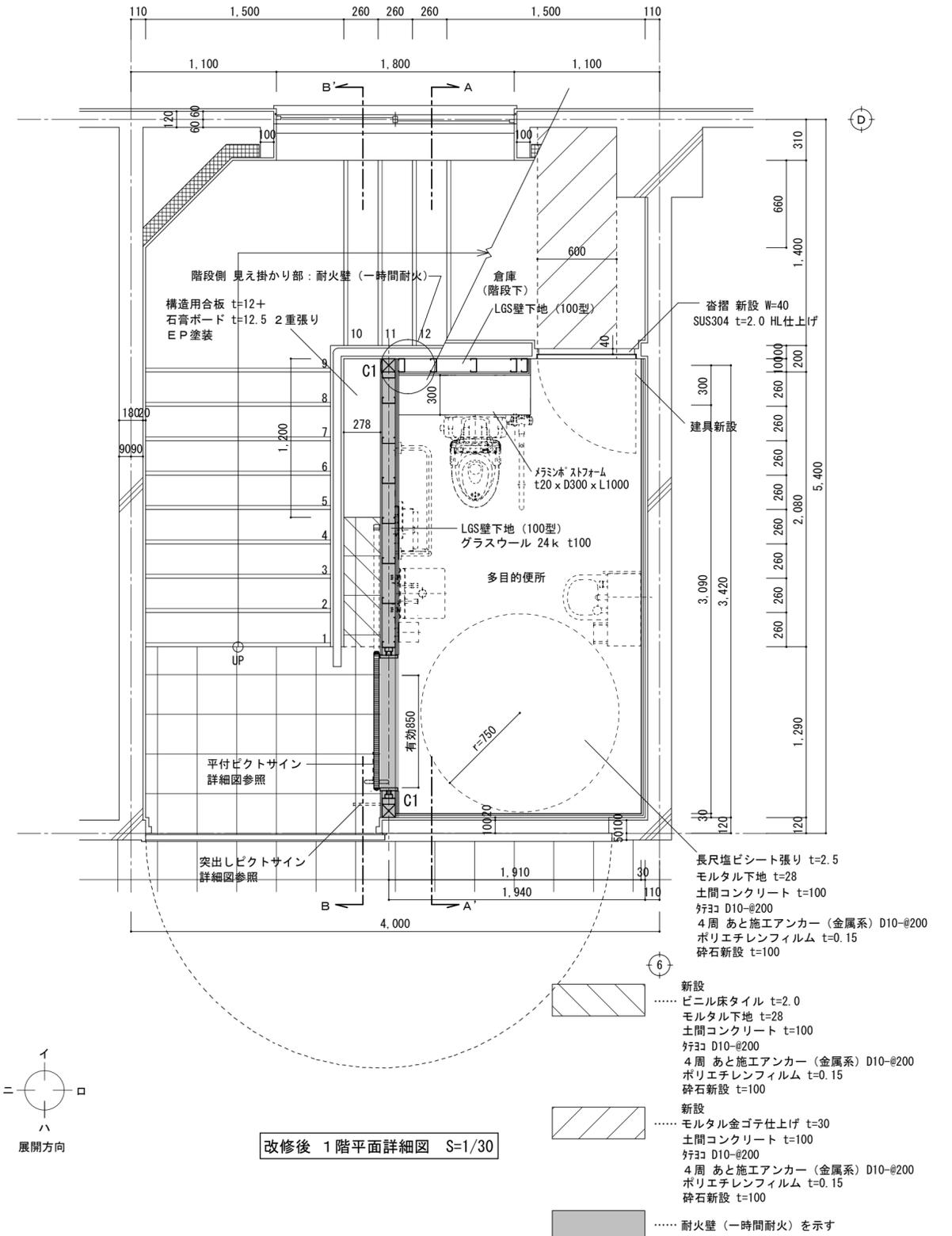
原図：A-2

<p>TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事</p>	<p>DRAWING TITLE 改修前・後 2階平面図兼仮設計画図 改修前・後 3階平面図</p>	<p>SCALE 1/150</p>	<p>一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 <b>山本一級建築士事務所</b> 三重県津市藤方1457-4 電話&lt;059&gt;(225)0757 FAX&lt;059&gt;(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話&lt;059&gt;(262)0397 FAX&lt;059&gt;(262)0397</p>	<p>設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛康</p>	<p>No. A-09</p>
-----------------------------------	--	------------------------	---	---	---------------------

改修前



改修後

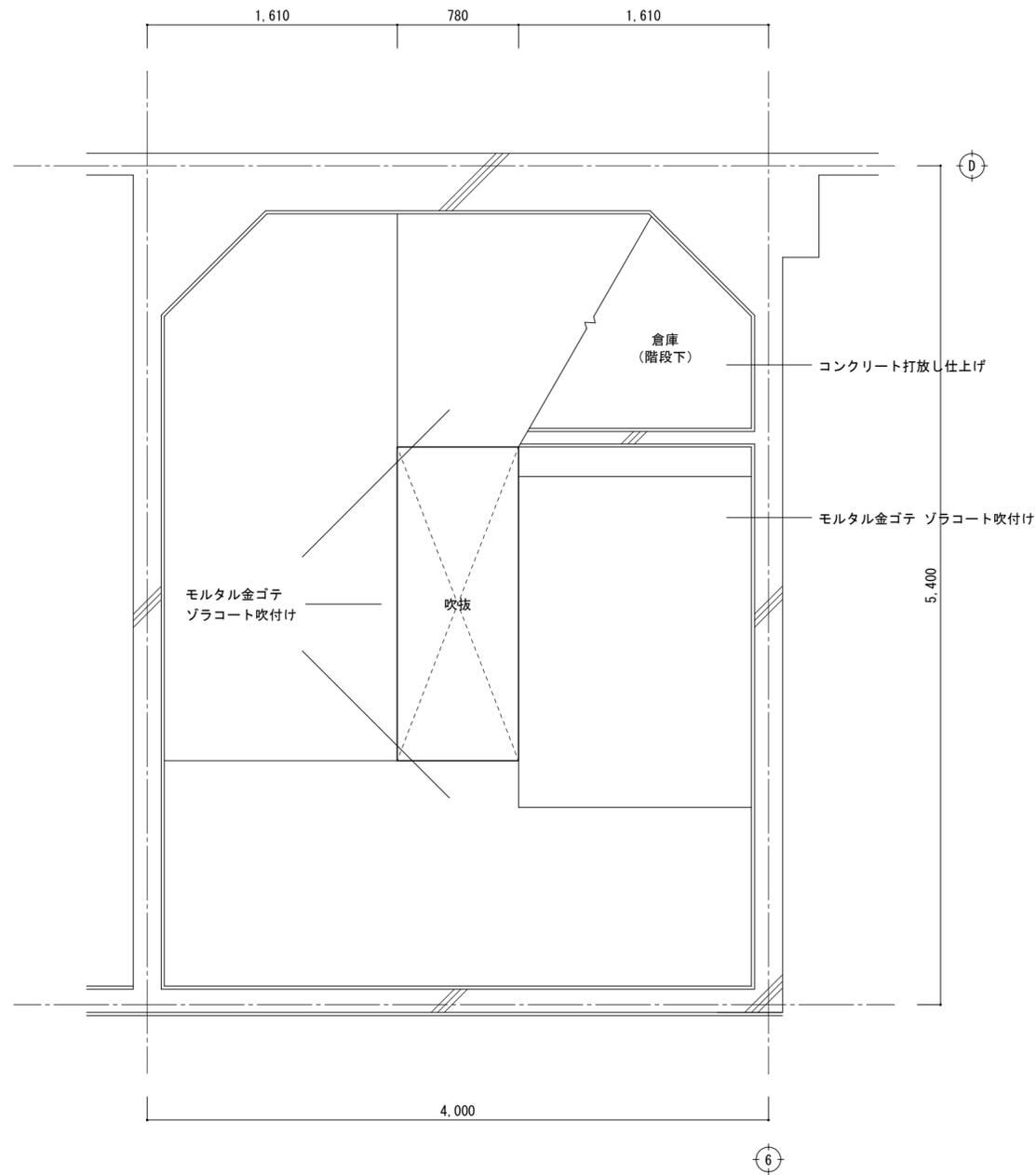


原図: A-2

<p>TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事</p>	<p>DRAWING TITLE 改修前 1階平面詳細図 改修後 1階平面詳細図</p>	<p>SCALE 1/30</p>	<p>一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 <b>山本一級建築士事務所</b> 三重県津市藤方1457-4 電話&lt;059&gt;(225)0757 FAX&lt;059&gt;(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話&lt;059&gt;(262)0397 FAX&lt;059&gt;(262)0397</p>	<p>設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛康</p>	<p>No. A-10</p>
-----------------------------------	--	-----------------------	---	---	---------------------

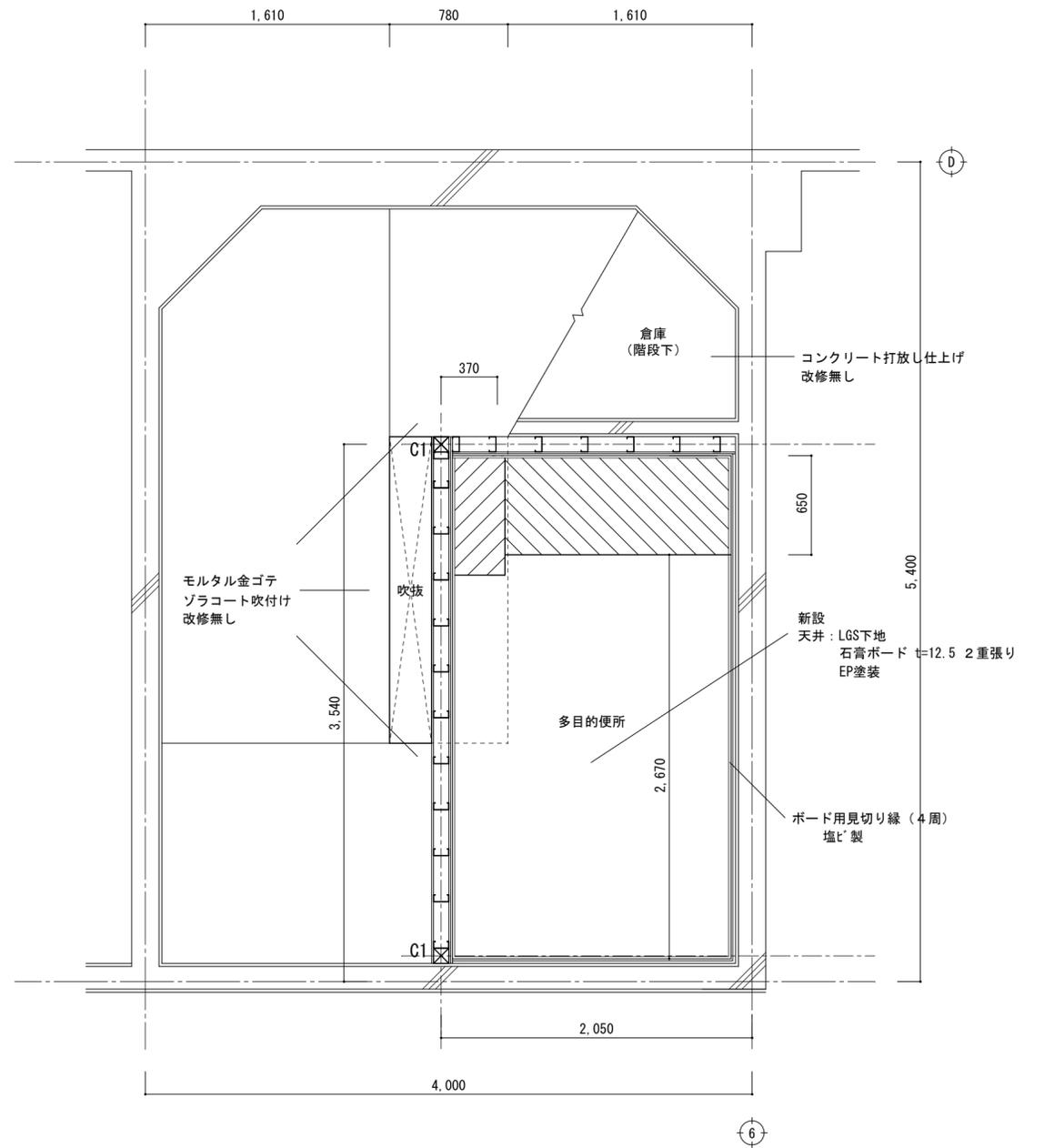


改修前



改修前 1階天井伏図 S=1/30

改修後



改修後 1階天井伏図 S=1/30

-  LGS下地  
石膏ボード t=12.5 2重張り  
EP塗装  
(鉄骨フレーム G1・B11に新設)
-  LGS下地  
石膏ボード t=12.5 2重張り  
EP塗装  
(階段上裏コンクリート面に新設)

原図: A-2

TITLE  
津市中央市民館多目的便所設置工事

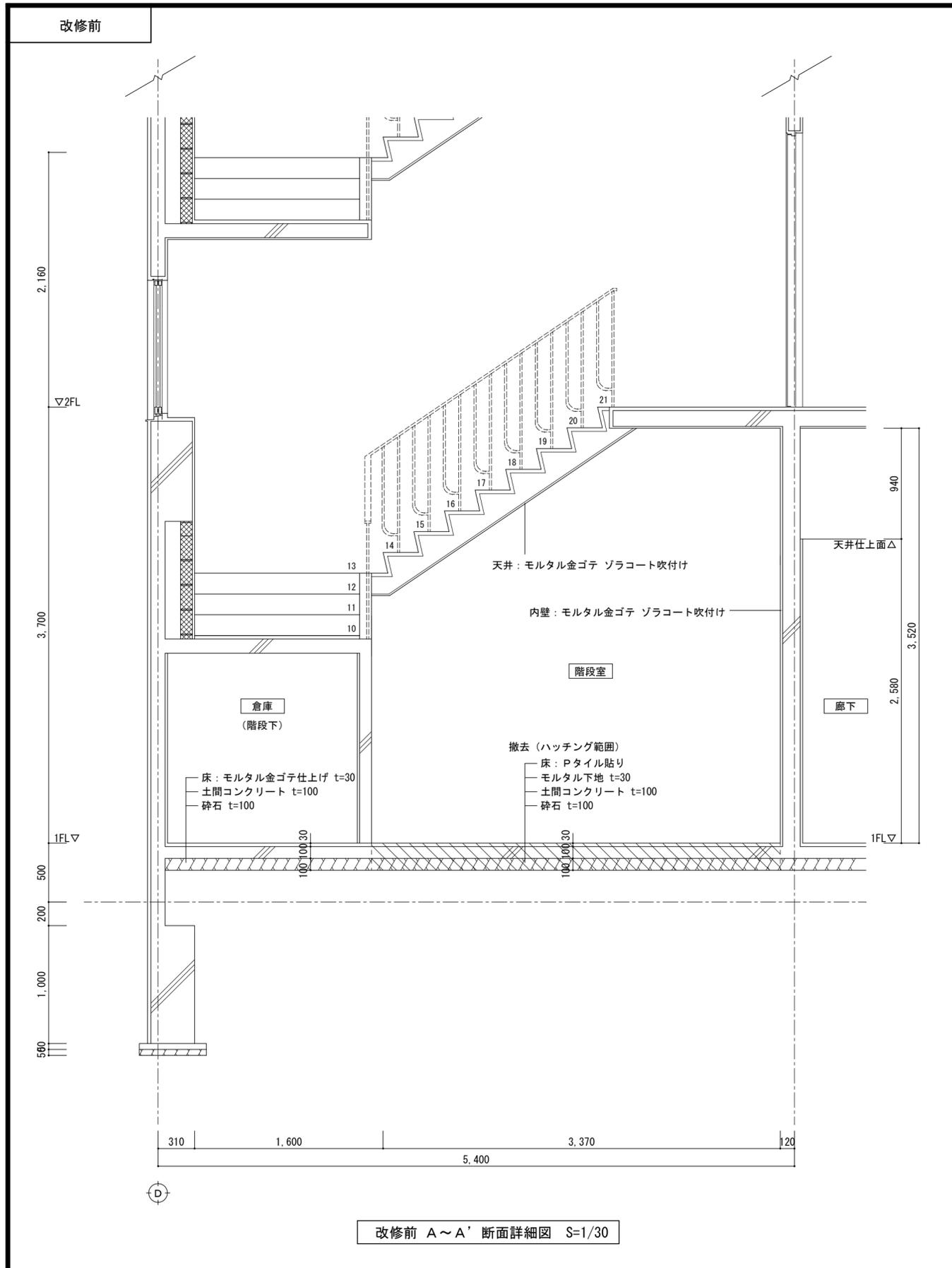
DRAWING TITLE  
改修前 1階天井伏図  
改修後 1階天井伏図

SCALE  
1/30

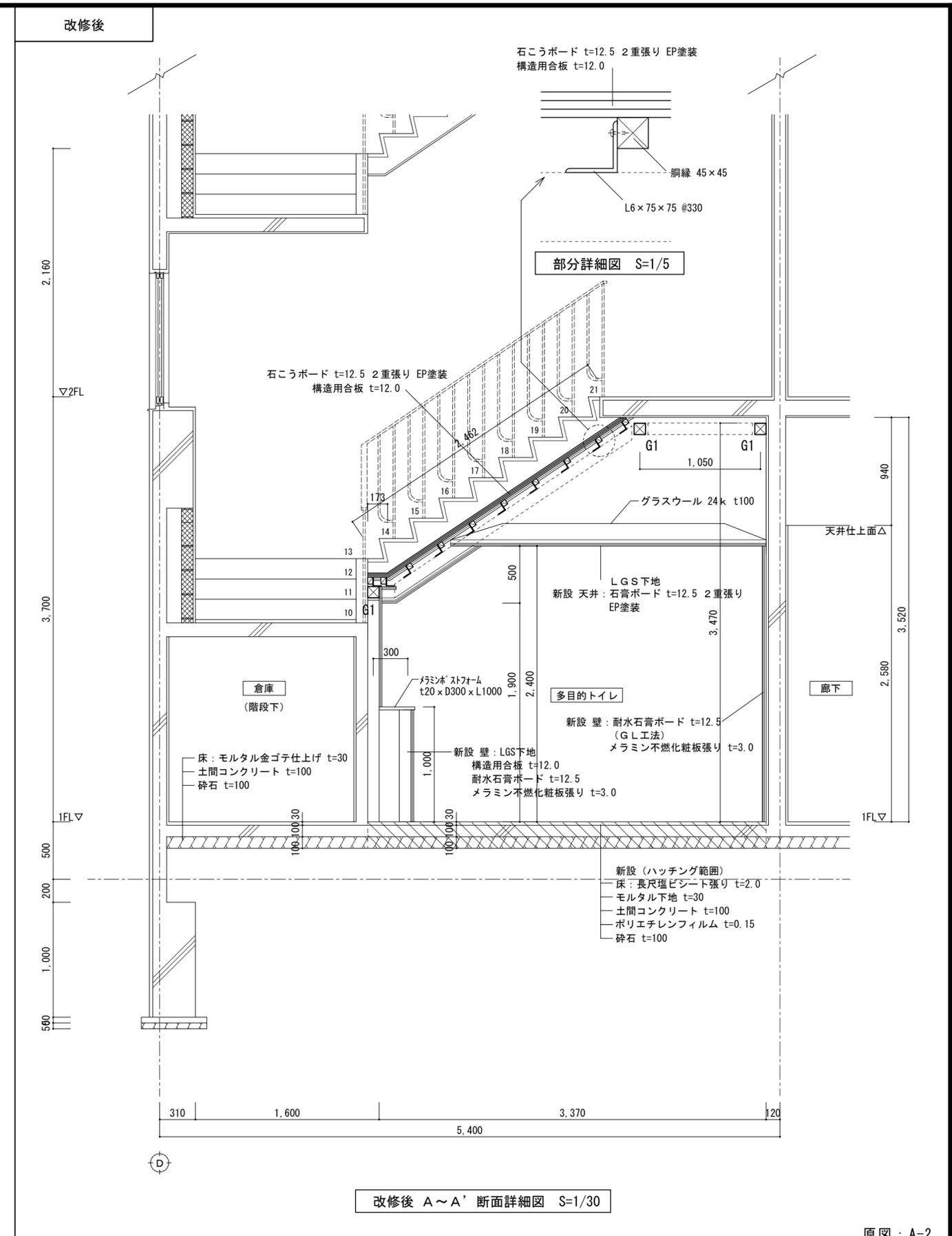
一級建築士事務所 山本一級建築士事務所  
三重県登録第1-2396号  
三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779  
三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397

設計者  
一級建築士  
第317991号  
山本 寛康

No.  
A-12



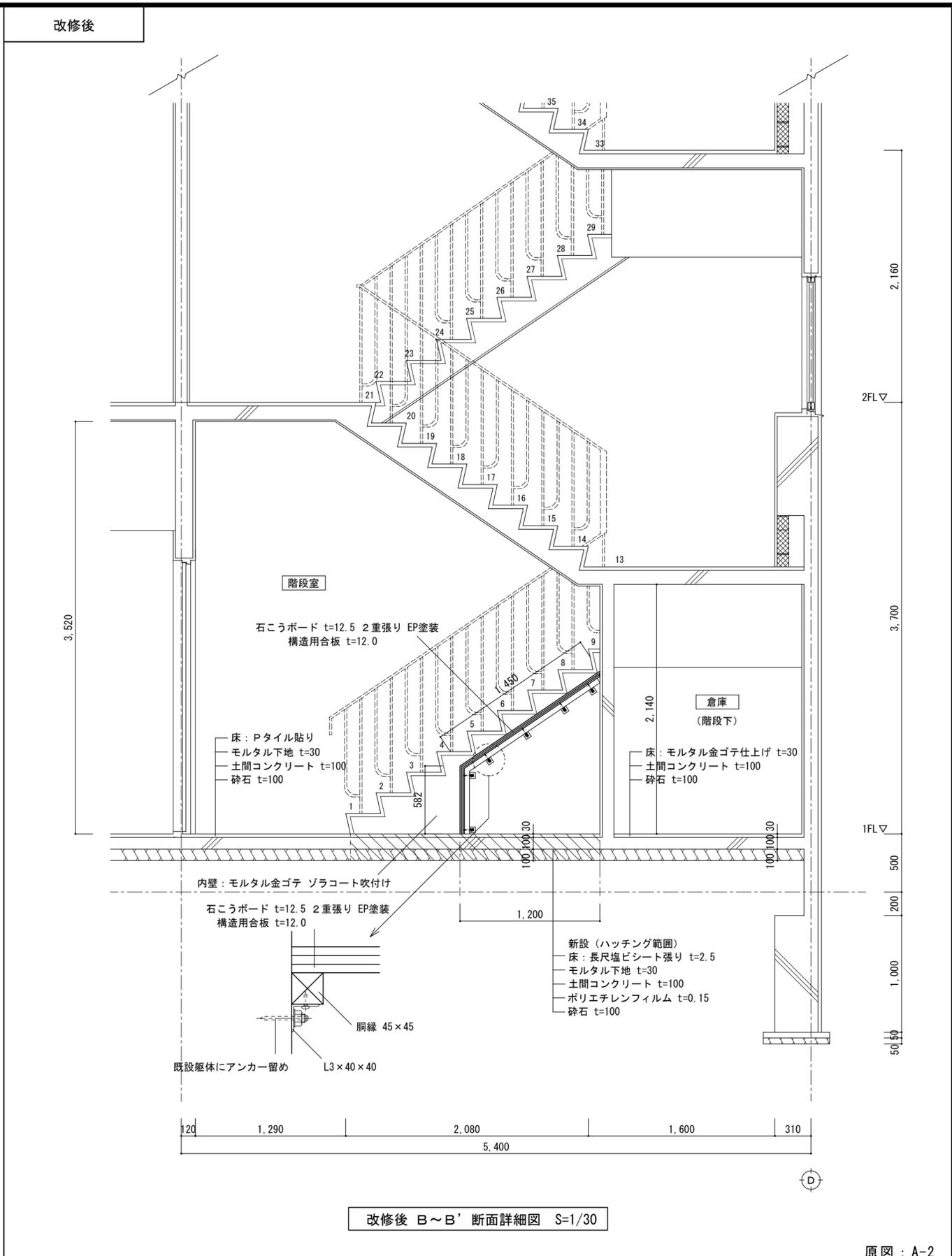
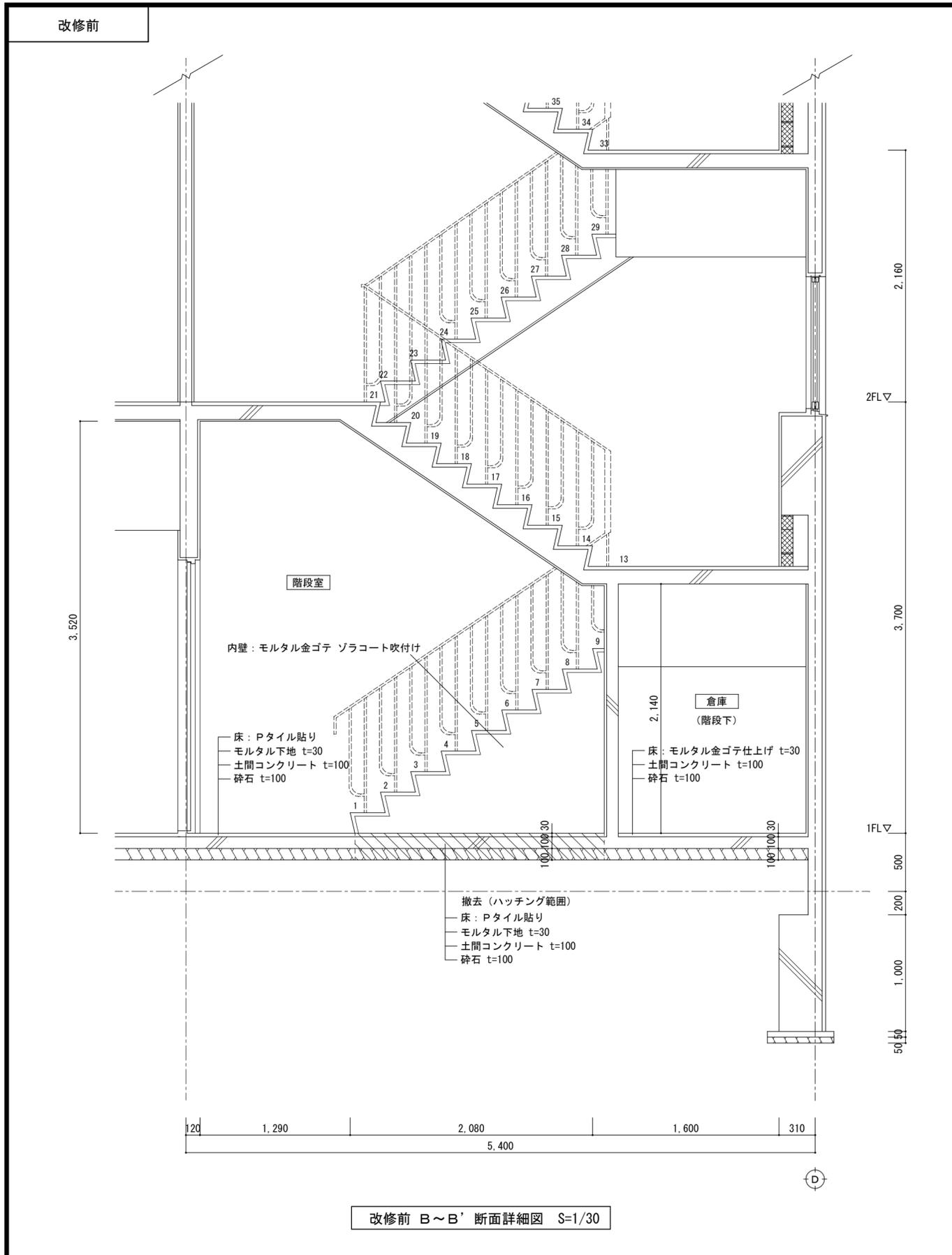
改修前 A~A' 断面詳細図 S=1/30



改修後 A~A' 断面詳細図 S=1/30

原図: A-2

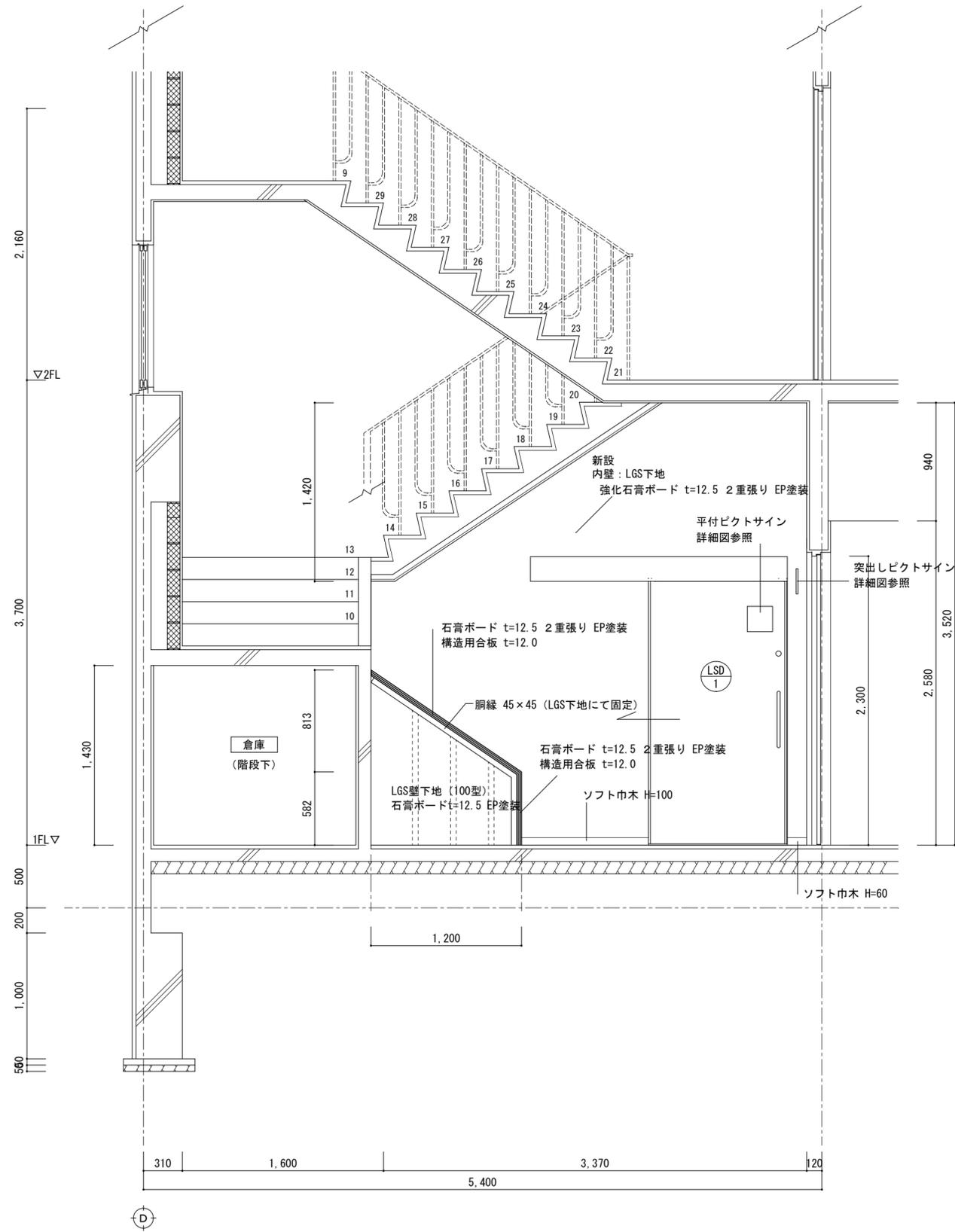
<p>TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事</p>	<p>DRAWING TITLE 改修前 A~A' 断面詳細図 改修後 A~A' 断面詳細図</p>	<p>SCALE 1/30</p>	<p>一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 <b>山本一級建築士事務所</b> 三重県津市藤方1457-4 電話&lt;059&gt;(225)0757 FAX&lt;059&gt;(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話&lt;059&gt;(262)0397 FAX&lt;059&gt;(262)0397</p>	<p>設計者 一級建築士 第317991号 山本 覚康</p>	<p>No. A-13</p>
-----------------------------------	--	-----------------------	---	---	---------------------



<p>TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事</p>	<p>DRAWING TITLE 改修前 B~B' 断面詳細図 改修後 B~B' 断面詳細図</p>	<p>SCALE 1/30</p>	<p>一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 <b>山本一級建築士事務所</b> 三重県津市藤方1457-4 電話&lt;059&gt;(225)0757 FAX&lt;059&gt;(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話&lt;059&gt;(262)0397 FAX&lt;059&gt;(262)0397</p>	<p>設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛康</p>	<p>No. A-14</p>
-----------------------------------	--	-----------------------	---	---	---------------------

原図: A-2

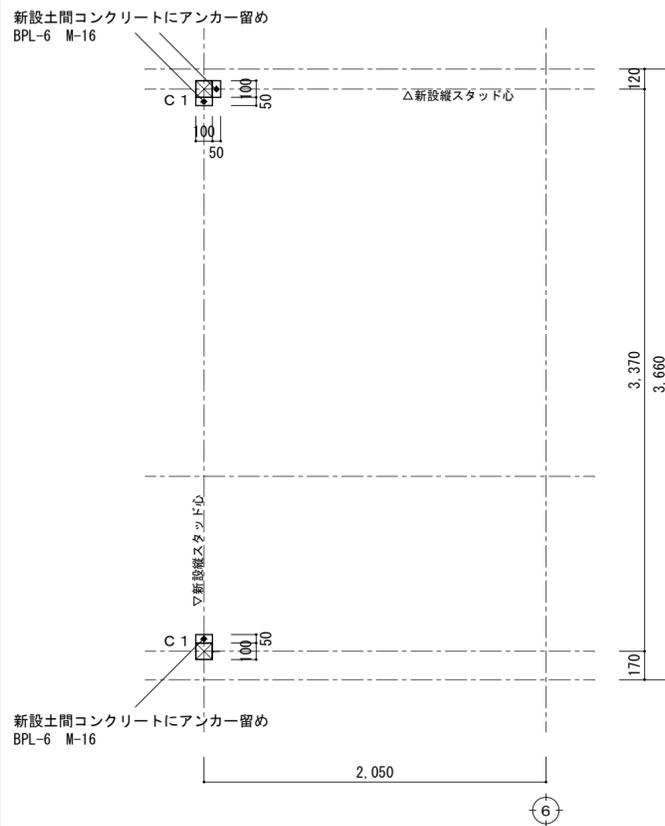
改修後



改修後 立面図 S=1/30  
階段室側

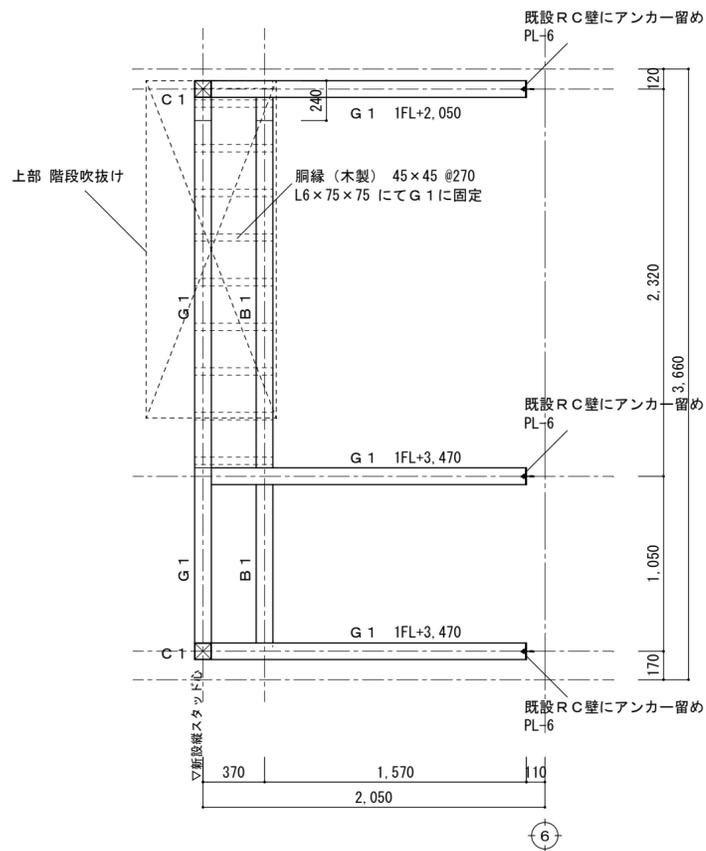
原図：A-2

<p>TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事</p>	<p>DRAWING TITLE 改修後 立面図</p>	<p>SCALE 1/30</p>	<p>一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 <b>山本一級建築士事務所</b> 三重県津市藤方1457-4 電話&lt;059&gt;(225)0757 FAX&lt;059&gt;(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話&lt;059&gt;(262)0397 FAX&lt;059&gt;(262)0397</p>	<p>設計者 一級建築士 第317991号 山本 覚康</p>	<p>No. A-15</p>
-----------------------------------	----------------------------------	-----------------------	---	---	---------------------



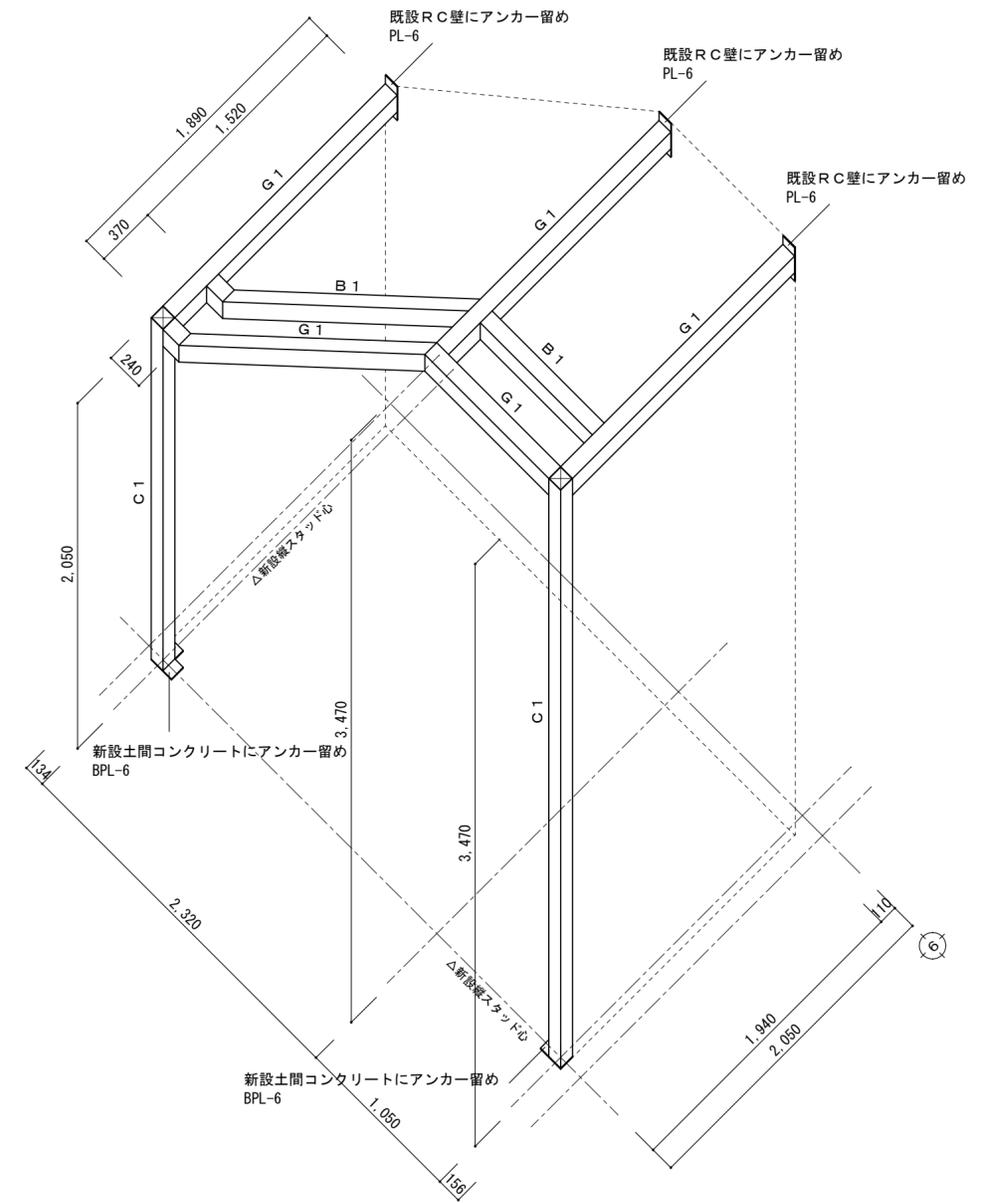
新設 架構平面図 S=1/30

C 1 .....100×100×2.3  
既設土間コンクリートにアンカー留め  
BPL-6 2-M16



新設 架構梁伏図 S=1/30

..... 胴縁 (木製) 45×45  
G 1 .....100×100×2.3  
既設RC壁にアンカー留め  
PL-6 2-M16  
B 1 .....100×100×2.3



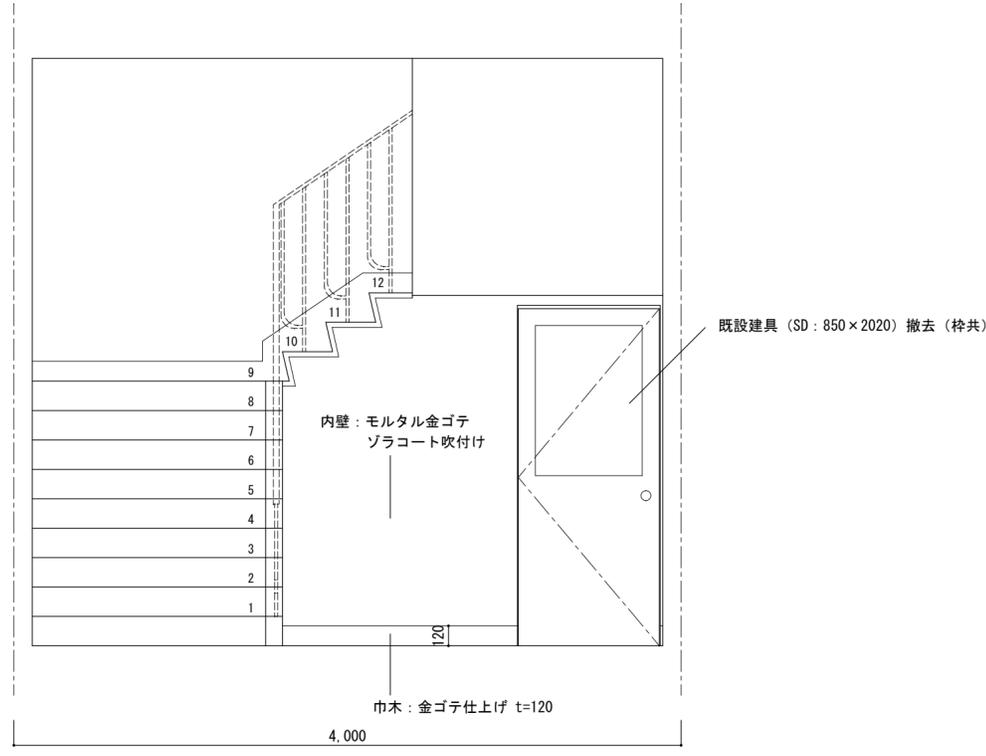
新設 架構図 S=1/30

原図 : A-2

<p>TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事</p>	<p>DRAWING TITLE 新設 架構図</p>	<p>SCALE 1/30</p>	<p>一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 <b>山本一級建築士事務所</b> 三重県津市藤方1457-4 電話&lt;059&gt;(225)0757 FAX&lt;059&gt;(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話&lt;059&gt;(262)0397 FAX&lt;059&gt;(262)0397</p>	<p>設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛康</p>	<p>No. A-16</p>
-----------------------------------	---------------------------------	-----------------------	---	---	---------------------

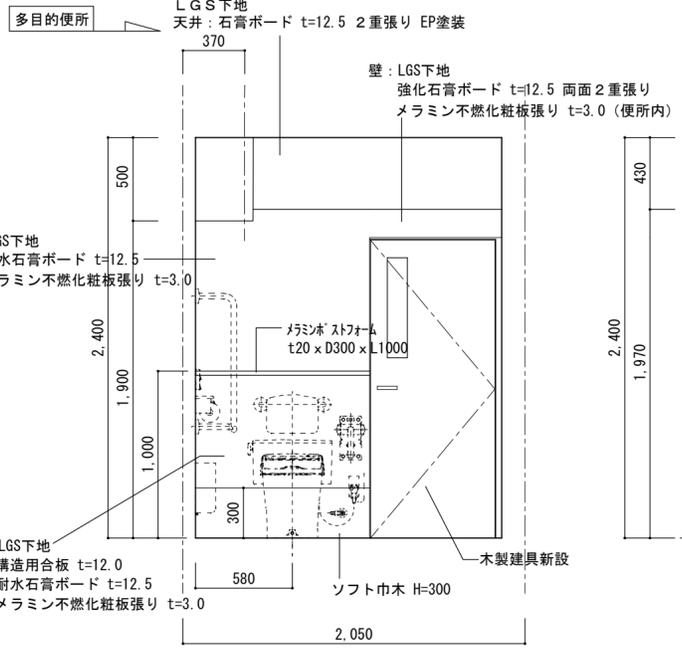
改修前

階段室

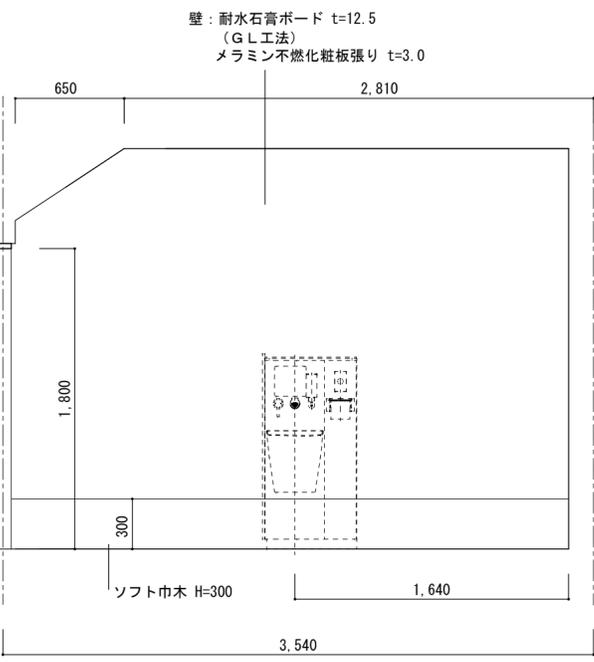


改修前 イ面展開図 S=1/30

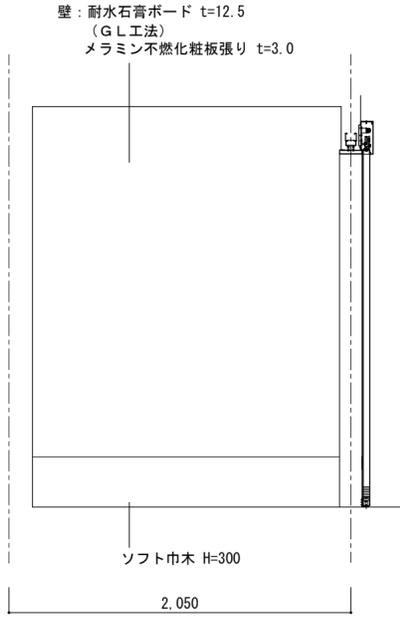
改修後



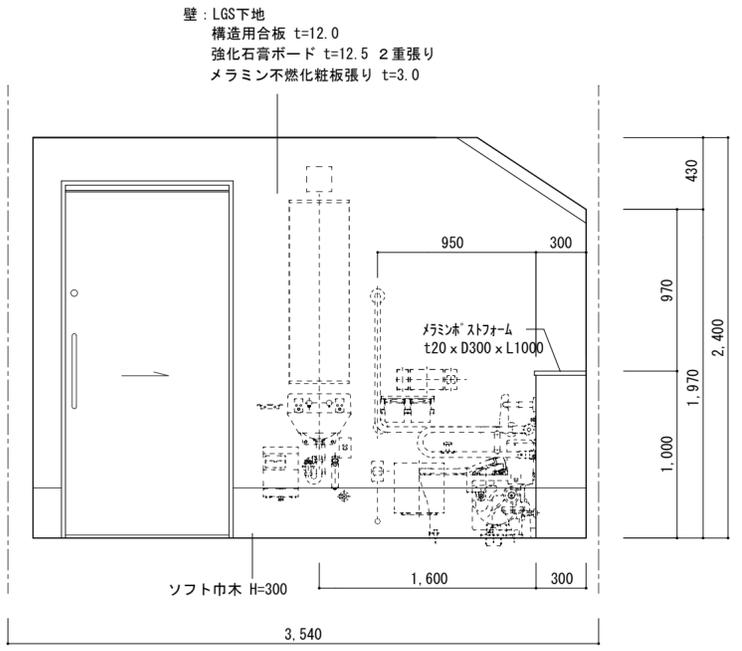
改修後 イ面展開図 S=1/30



改修後 口面展開図 S=1/30



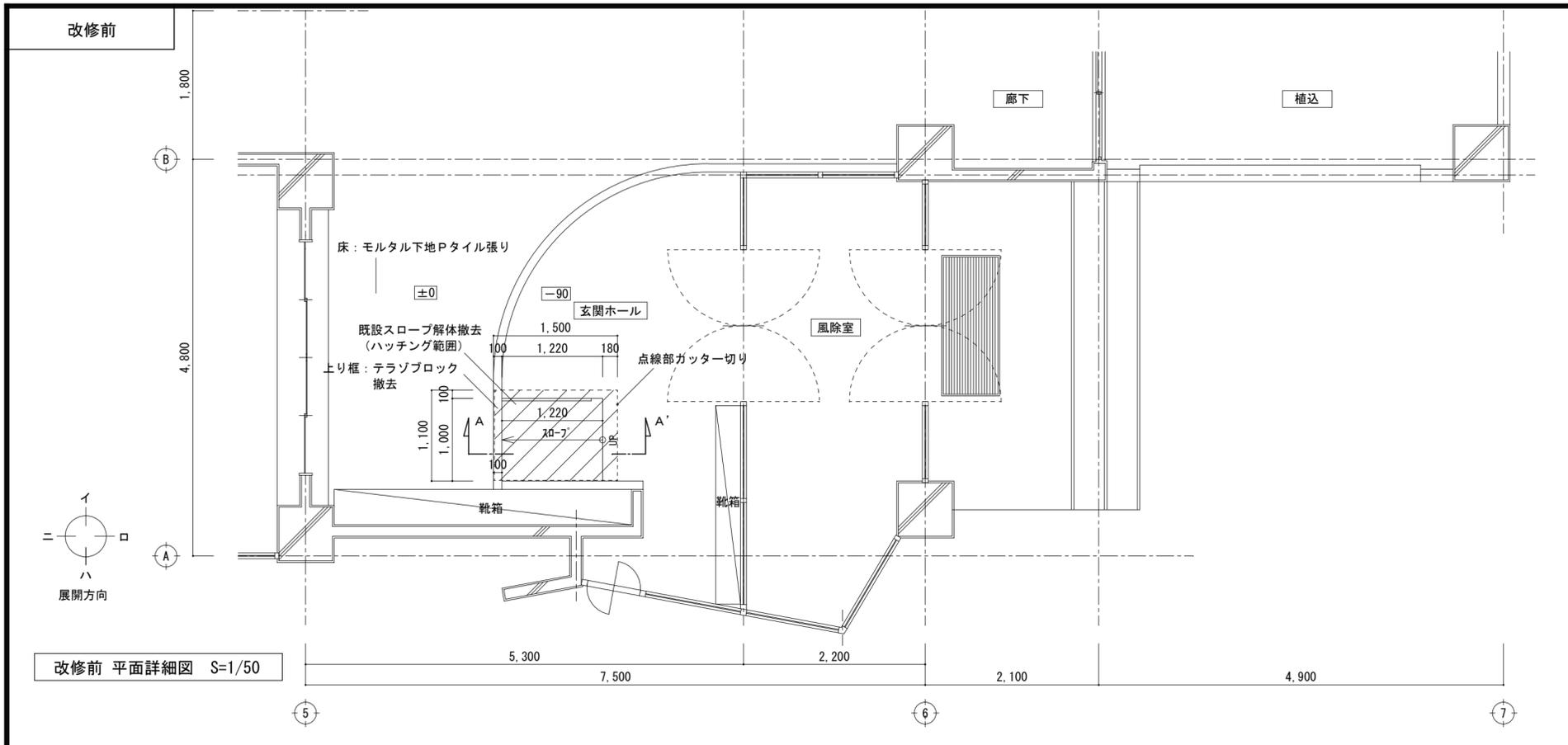
改修後 ハ面展開図 S=1/30



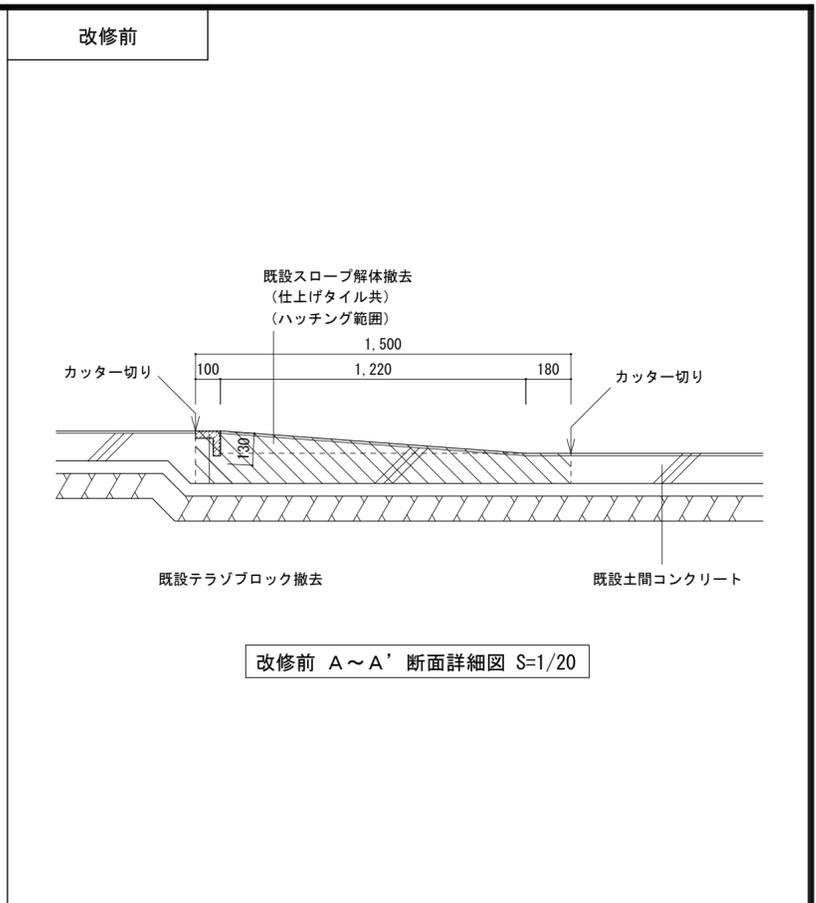
改修後 二面展開図 S=1/30

原図：A-2

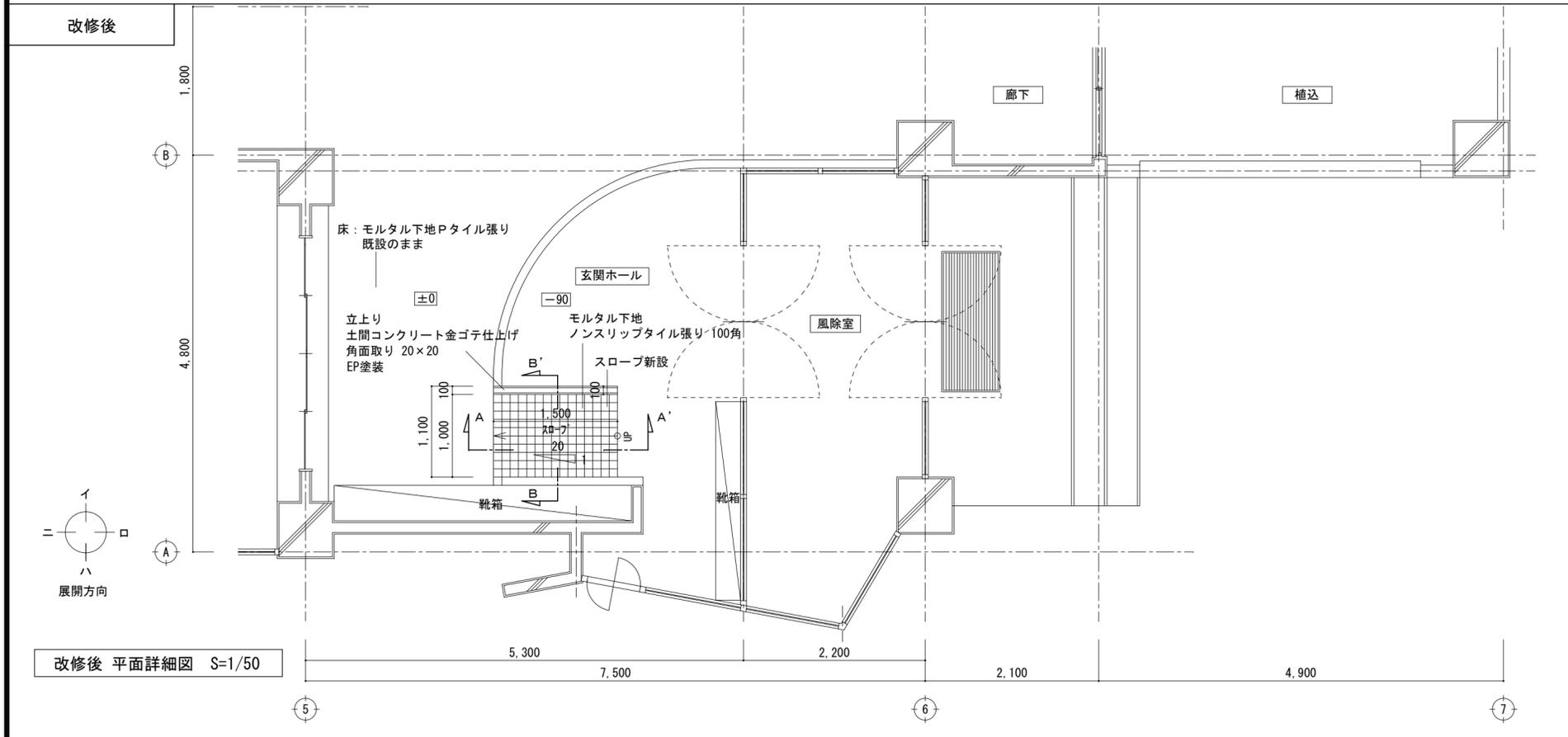
TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事	DRAWING TITLE 改修前 展開図 改修後 展開図	SCALE 1/30	一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 <b>山本一級建築士事務所</b> 三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397	設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛康	No. A-17
---------------------------	-------------------------------------	---------------	--	-----------------------------------	-------------



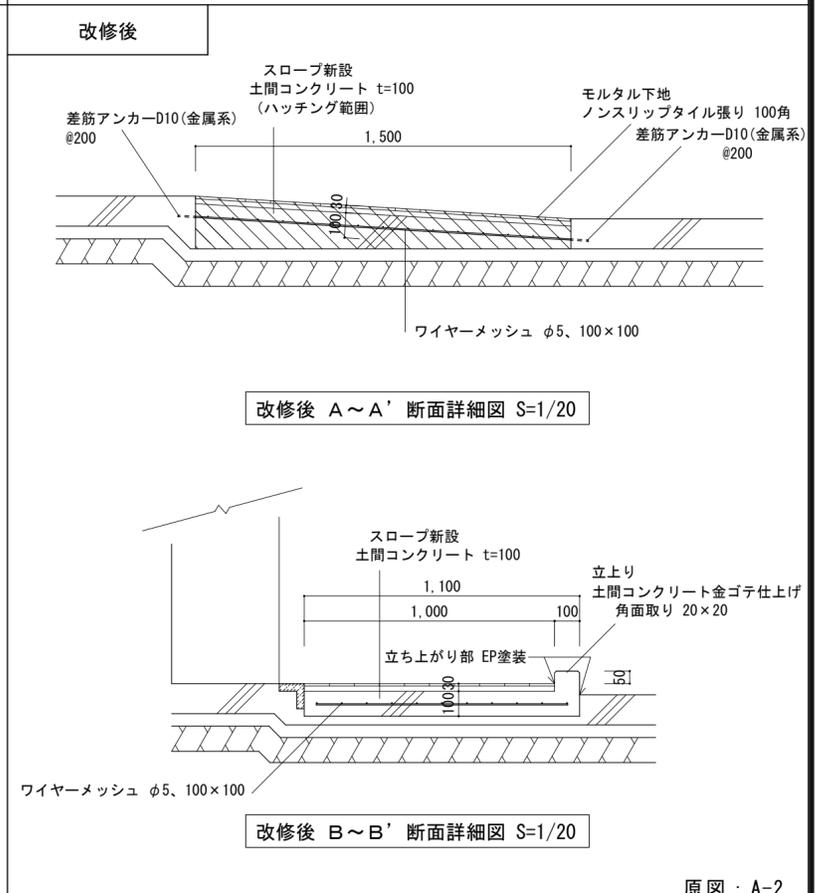
改修前 平面詳細図 S=1/50



改修前 A~A' 断面詳細図 S=1/20



改修後 平面詳細図 S=1/50



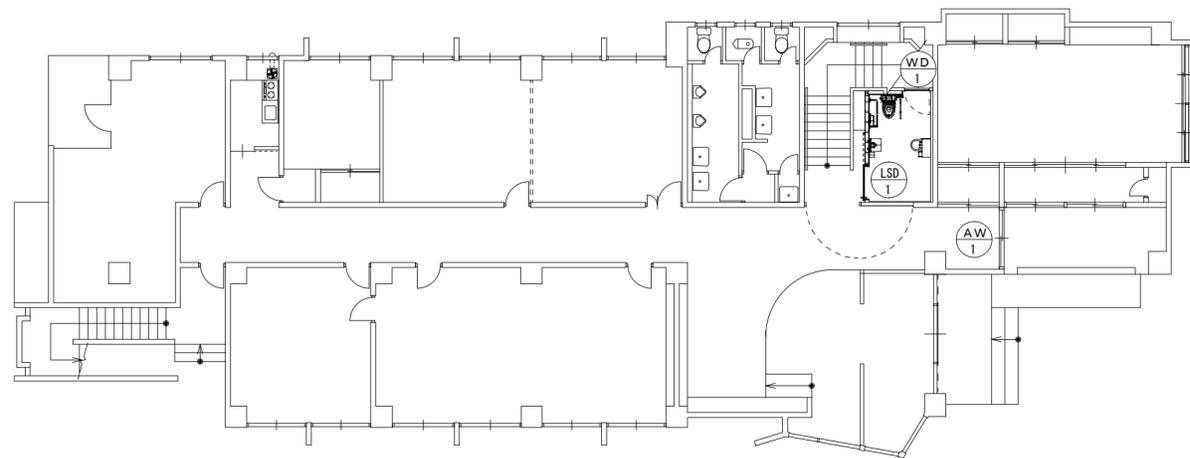
改修後 A~A' 断面詳細図 S=1/20

改修後 B~B' 断面詳細図 S=1/20

原図: A-2

<p>TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事</p>	<p>DRAWING TITLE 改修前・改修後スロープ詳細図</p>	<p>SCALE 1/50 1/20</p>	<p>一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 <b>山本一級建築士事務所</b> 三重県津市藤方1457-4 電話&lt;059&gt;(225)0757 FAX&lt;059&gt;(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話&lt;059&gt;(262)0397 FAX&lt;059&gt;(262)0397</p>	<p>設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛康</p>	<p>No. A-18</p>
-----------------------------------	---	--------------------------------	---	---	---------------------

● 建具表 S=1/50



建具指示図 S=1/100

記号・ヶ所	WD 1	倉庫 (階段下)	1ヶ所
姿 図	<p>※既設建具 (SD: 850×2020) 撤去 (枠共) 後WD 1 新設</p> <p>型板ガラス 4mm 120×600 1.780 740 3方木枠新設 SUS製沓摺新設</p>		
形 式	片開き戸		
材 質	合板フラッシュ		
見 込	36 mm		
仕 上	メラミン化粧板張り		
ガ ラ ス	型板ガラス 4mm		
金 物	ツリボ錠 (内側ツリボ)、丁番、レバーハンドル、付属金物一式		
記号・ヶ所	AW 1	1階廊下	1ヶ所
姿 図	<p>今回工事にて既設ガラス (FL5) をアルミパネルに入れ替え アルミパネル t=3.0 (ハッチング範囲)</p> <p>100 465 2.565 2.000 1.590</p>		
形 式	欄間付引き違い窓		
材 質	アルミサッシ		
見 込	70		
仕 上	アルマイト塗装		
ガ ラ ス	透明ガラス FL5		
金 物	クレセント、アングルピース、付属金物一式		
記号・ヶ所	LSD 1	多目的便所	1ヶ所
姿 図	<p>196 2.100 1.100</p> <p>※特定防火設備 (遮煙) ※有効開口巾=850mm</p>		
形 式	片引き戸		
材 質	軽量スチールドア		
見 込	40 (扉厚)		
仕 上	焼付塗装		
ガ ラ ス	—		
金 物	3方枠、沓摺り、樹脂製棒ハンドル、引手錠 (大型ツリボ表示付)、付属金物一式		

原図: A-2

TITLE  
津市中央市民館多目的便所設置工事

DRAWING TITLE  
建具指示図  
建具表

SCALE  
1/100  
1/50

一級建築士事務所  
三重県登録第1-2396号  
山本一級建築士事務所  
三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779  
三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397

設 計 者  
一級建築士  
第317991号  
山本 寛康

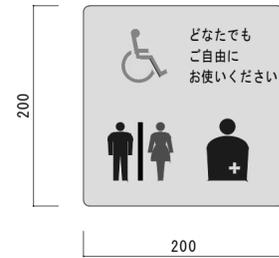
No.  
A-19

平付ピクトサイン

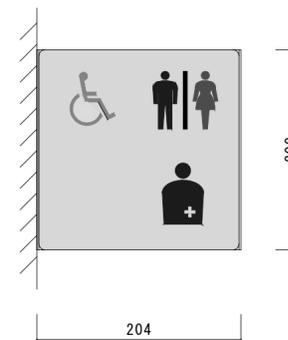
S=1/5

突出しピクトサイン

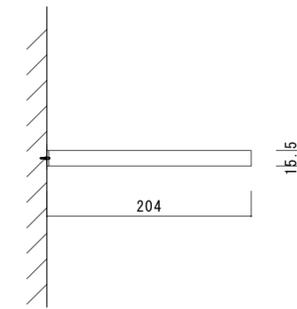
S=1/5



表示基板：アルミ型材ステンレス貼り t=8.0  
表示方法：UV印刷



姿図



平面図

表示基板：ステンレス t=0.5 HL仕上げ  
ベース：アルミ型材  
表示方法：UV印刷

原図：A-2

TITLE

津市中央市民館多目的便所設置工事

DRAWING TITLE

詳細図

SCALE

1/5

一級建築士事務所  
三重県登録第1-2396号

**山本一級建築士事務所**

三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779  
三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397

設計者  
一級建築士  
第317991号  
山本 覚康

No.

A-20

電気設備工事特記仕様書

- 1. 工事概要
1. 工事名称 津市中央市民館多目的便所設置工事
2. 工事場所 津市 愛宕町 地内
3. 建物概要

Table with columns: 建物概要, 構造, 階数, 延べ面積 (㎡), 用途区分. Includes details for 津市中央市民館.

4. 工事種目
主な工事種目は、下記の○印のついたものである。(延べ面積は建築基準法による表記)

Main table for electrical equipment specifications. Columns: 工事種目, 工事場所, 屋外. Rows include 電力設備, 受変電設備, 電力貯蔵設備, 発電設備, 通信・情報設備, 現場事務所等に備え付ける図書, 中央監視制御設備, etc.

II. 共通仕様

- 1. 適用
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。(最新のものを用いる)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(電気設備工事編・機械設備工事編)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事管理指針」(電気設備工事管理指針)
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」(建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)
・国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備設計・施工指針」
・電気設備に関する技術基準を定める省令(電気設備技術基準)
・電気工事業の業務の適正化に関する法律
・電気工事士法
・労働安全衛生法
・消防関連法規(条例・所轄指導要領を含む。)
・電力会社供給約款
・その他関連法令、関連諸基準

2. 一般共通事項
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

Table with columns: 項目, 特記事項. Lists 19 items including general items, safety, site, taxes, equipment types, personnel, drawings, quality, testing, schedules, drawings, and safety conditions.

21. 発生材の処理等

- (1) 引抜きを要するもの
(2) 特別管理産業廃棄物
(3) 現場内の監督員が指する場所へ保管するものとする。
(4) 現場内の監督員が指する場所へ保管するものとする。
(5) 現場内の監督員が指する場所へ保管するものとする。
(6) 現場内の監督員が指する場所へ保管するものとする。
(7) 現場内の監督員が指する場所へ保管するものとする。
(8) 現場内の監督員が指する場所へ保管するものとする。
(9) 現場内の監督員が指する場所へ保管するものとする。
(10) 現場内の監督員が指する場所へ保管するものとする。
(11) 現場内の監督員が指する場所へ保管するものとする。
(12) 現場内の監督員が指する場所へ保管するものとする。
(13) 現場内の監督員が指する場所へ保管するものとする。
(14) 現場内の監督員が指する場所へ保管するものとする。
(15) 現場内の監督員が指する場所へ保管するものとする。
(16) 現場内の監督員が指する場所へ保管するものとする。
(17) 現場内の監督員が指する場所へ保管するものとする。
(18) 現場内の監督員が指する場所へ保管するものとする。
(19) 現場内の監督員が指する場所へ保管するものとする。

2. 施工仕様

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

Table with columns: 項目, 特記事項. Lists 19 items including pre-construction, seismic construction, and foundation.

原図：A 2



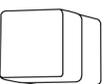
17. 映像・音響設備	<p>(1)設備</p> <p>(2)映像機器</p> <p>(3)音響機器</p> <p>(4)操作装置</p>
18. 拡声設備	<p>(1)機器</p> <p>(2)増幅器</p> <p>(3)付属機器</p> <p>(4)操作装置</p> <p>(5)スピーカー</p>
19. 誘導支援設備	<p>(1)設備</p> <p>(2)音声誘導装置</p> <p>(3)インターホン</p> <p>(4)トイレ等呼出装置</p>
20. テレビ共同受信設備	<p>(1)受信放送</p> <p>(2)機器</p> <p>(3)アンテナ</p>
21. テレビ電波障害防除設備	<p>(1)対象戸数</p> <p>(2)機器</p> <p>(3)アンテナ</p>
22. 監視カメラ設備	<p>(1)機器</p> <p>(2)伝送方式</p> <p>(3)カメラ</p> <p>(4)モニタ装置</p> <p>(5)録画装置</p>

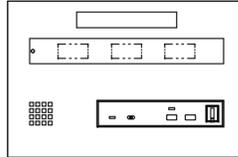
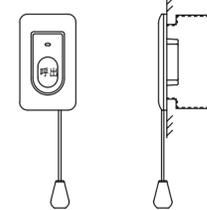
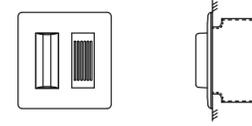
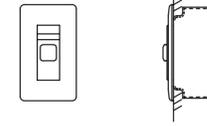
23. 駐車場管制設備	<p>(1)機器</p> <p>(2)管制盤</p> <p>(3)検知器</p> <p>(4)信号灯・警報灯</p> <p>(5)発券機</p> <p>(6)カーゲート</p>
24. 防犯・入退室管理設備	<p>(1)設備</p> <p>(2)防犯装置</p> <p>(3)入退室管理装置</p>
25. 自動火災報知設備	<p>(1)機器</p> <p>(2)受信機</p> <p>(3)副受信機(表示装置)</p> <p>(4)中継器</p> <p>(5)発信機</p> <p>(6)感知器</p>
26. 自動閉鎖設備	<p>(1)機器</p> <p>(2)運動制御器</p> <p>(3)感知器</p> <p>(4)自動閉鎖装置</p>
27. 非常警報設備	<p>(1)設備</p> <p>(2)非常放送装置</p>
28. ガス漏れ火災警報設備	<p>(1)機器</p> <p>(2)受信機</p> <p>(3)副受信機</p> <p>(4)検知器</p>

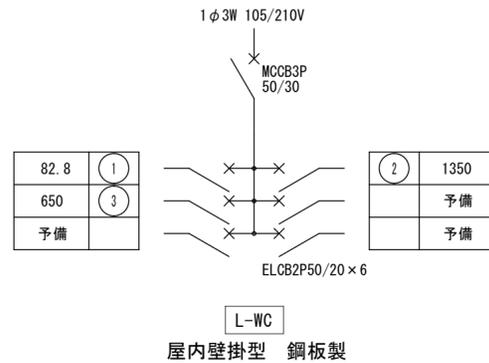
【中央監視制御設備】	<p>29. 中央監視制御設備</p> <p>(1)監視制御対象設備</p> <p>(2)既設との取り合い</p> <p>(3)機器</p> <p>(4)機能</p> <p>(5)監視操作装置</p> <p>(6)信号処理装置</p> <p>(7)記録装置</p>
【医療関係設備】	<p>30. 非接地電源用分電盤</p> <p>(1)機器</p> <p>(2)仕様詳細</p> <p>31. ナースコール設備</p> <p>(1)形式</p> <p>(2)仕様詳細</p> <p>【構内配電線路】</p> <p>(1)配線方式</p> <p>(2)建柱</p> <p>(3)装柱機器</p> <p>(4)装柱機器</p> <p>(5)ハンドホール、マンホール</p> <p>(6)錆鉄蓋</p> <p>(7)地中ケーブル保護材料</p>
【構内通信線路】	<p>33. 構内通信線路</p> <p>(1)用途</p> <p>(2)配線方式</p> <p>(3)建柱</p> <p>(4)ハンドホール、マンホール</p> <p>(5)錆鉄蓋</p> <p>(6)地中ケーブル保護材料</p> <p>【その他】</p> <p>34. 消火器</p>

III. 機器標準取付高さ	<p>標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(〇印はバリアフリー対応)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>側 点</th> <th>取付高さ (mm)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">電力</td> <td>接地端子盤</td> <td>床下～下端</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引用計器</td> <td>地上～窓中心</td> <td>1,800～2,000</td> </tr> <tr> <td>引込開閉器</td> <td>床下～中心</td> <td>1,800～2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電灯</td> <td>分電盤</td> <td>床下～中心</td> <td>1,500 上端1,900mm</td> </tr> <tr> <td>スイッチ</td> <td>床下～中心</td> <td>1,300 ○1,000mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">動力</td> <td>コンセント(一般)</td> <td>床下～中心</td> <td>300 ○400mm</td> </tr> <tr> <td>コンセント(和室)</td> <td>床下～中心</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>コンセント(台上)</td> <td>床下～中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>コンセント(WP)</td> <td>床下～中心</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>コンセント(地下)</td> <td>床下～中心</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>コンセント(土間)</td> <td>床下～中心</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>ブラケット(一般)</td> <td>床下～中心</td> <td>2,100～2,300</td> </tr> <tr> <td>ブラケット(鏡上)</td> <td>鏡上端～中心</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>ブラケット(処理場)</td> <td>床下～中心</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td>端子盤</td> <td>床下～下端</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">時計・拡声</td> <td>壁掛型時計</td> <td>床下～中心</td> <td>1,500 上端1,900mm</td> </tr> <tr> <td>壁掛型スピーカ</td> <td>床下～中心</td> <td>2,300 2,500mm</td> </tr> <tr> <td>壁掛型制御盤</td> <td>床下～中心</td> <td>1,500 上端1,900mm</td> </tr> <tr> <td>手元開閉器</td> <td>床下～中心</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>操作スイッチ</td> <td>床下～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">表示</td> <td>表示器</td> <td>床下～中心</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>壁付発信器</td> <td>床下～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>ベル・ブザー・チャイム</td> <td>床下～中心</td> <td>2,300</td> </tr> <tr> <td>インターホン</td> <td>壁付インターホン</td> <td>床下～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>壁置ボックス(和室)</td> <td>床下～中心</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">テレビ</td> <td>壁置ボックス(和室)</td> <td>床下～中心</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>子機(身障者用)</td> <td>床下～中心</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>呼出しボタン(身障者用)</td> <td>床下～中心</td> <td>800～950 便座先端から後方へ100～200mm 2倍目(高700mm、便座先端から前方400mm)</td> </tr> <tr> <td>表示灯(身障者用)</td> <td>床下～中心</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>機器収容箱</td> <td>床下～中心</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">火災報知</td> <td>直列ユニット</td> <td>床下～中心</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>直列ユニット(和室)</td> <td>床下～中心</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>受信機・副受信機</td> <td>床下～中心</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>発信器</td> <td>床下～中心</td> <td>1,300</td> </tr> <tr> <td>表示灯</td> <td>床下～中心</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>ベル</td> <td>床下～中心</td> <td>2,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考資料：高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(最終改正 平成21年国交省告示第906号) ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 整備基準の解説等(平成25年4月 三重県)</p>	名 称	側 点	取付高さ (mm)	備 考	電力	接地端子盤	床下～下端		取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000	引込開閉器	床下～中心	1,800～2,000	電灯	分電盤	床下～中心	1,500 上端1,900mm	スイッチ	床下～中心	1,300 ○1,000mm	動力	コンセント(一般)	床下～中心	300 ○400mm	コンセント(和室)	床下～中心	200	コンセント(台上)	床下～中心	150	コンセント(WP)	床下～中心	1,000	コンセント(地下)	床下～中心	1,000	コンセント(土間)	床下～中心	500	ブラケット(一般)	床下～中心	2,100～2,300	ブラケット(鏡上)	鏡上端～中心	150	ブラケット(処理場)	床下～中心	2,500	電話	端子盤	床下～下端	300	時計・拡声	壁掛型時計	床下～中心	1,500 上端1,900mm	壁掛型スピーカ	床下～中心	2,300 2,500mm	壁掛型制御盤	床下～中心	1,500 上端1,900mm	手元開閉器	床下～中心	1,500	操作スイッチ	床下～中心	1,300	表示	表示器	床下～中心	2,300	壁付発信器	床下～中心	1,300	ベル・ブザー・チャイム	床下～中心	2,300	インターホン	壁付インターホン	床下～中心	1,300	壁置ボックス(和室)	床下～中心	300	テレビ	壁置ボックス(和室)	床下～中心	200	子機(身障者用)	床下～中心	1,100	呼出しボタン(身障者用)	床下～中心	800～950 便座先端から後方へ100～200mm 2倍目(高700mm、便座先端から前方400mm)	表示灯(身障者用)	床下～中心	1,800	機器収容箱	床下～中心	2,000	火災報知	直列ユニット	床下～中心	300	直列ユニット(和室)	床下～中心	200	受信機・副受信機	床下～中心	1,500	発信器	床下～中心	1,300	表示灯	床下～中心	1,800	ベル	床下～中心	2,300
名 称	側 点	取付高さ (mm)	備 考																																																																																																																							
電力	接地端子盤	床下～下端																																																																																																																								
	取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000																																																																																																																							
	引込開閉器	床下～中心	1,800～2,000																																																																																																																							
	電灯	分電盤	床下～中心	1,500 上端1,900mm																																																																																																																						
		スイッチ	床下～中心	1,300 ○1,000mm																																																																																																																						
動力	コンセント(一般)	床下～中心	300 ○400mm																																																																																																																							
	コンセント(和室)	床下～中心	200																																																																																																																							
	コンセント(台上)	床下～中心	150																																																																																																																							
	コンセント(WP)	床下～中心	1,000																																																																																																																							
	コンセント(地下)	床下～中心	1,000																																																																																																																							
	コンセント(土間)	床下～中心	500																																																																																																																							
	ブラケット(一般)	床下～中心	2,100～2,300																																																																																																																							
	ブラケット(鏡上)	鏡上端～中心	150																																																																																																																							
	ブラケット(処理場)	床下～中心	2,500																																																																																																																							
	電話	端子盤	床下～下端	300																																																																																																																						
時計・拡声	壁掛型時計	床下～中心	1,500 上端1,900mm																																																																																																																							
	壁掛型スピーカ	床下～中心	2,300 2,500mm																																																																																																																							
	壁掛型制御盤	床下～中心	1,500 上端1,900mm																																																																																																																							
	手元開閉器	床下～中心	1,500																																																																																																																							
	操作スイッチ	床下～中心	1,300																																																																																																																							
表示	表示器	床下～中心	2,300																																																																																																																							
	壁付発信器	床下～中心	1,300																																																																																																																							
	ベル・ブザー・チャイム	床下～中心	2,300																																																																																																																							
	インターホン	壁付インターホン	床下～中心	1,300																																																																																																																						
	壁置ボックス(和室)	床下～中心	300																																																																																																																							
テレビ	壁置ボックス(和室)	床下～中心	200																																																																																																																							
	子機(身障者用)	床下～中心	1,100																																																																																																																							
	呼出しボタン(身障者用)	床下～中心	800～950 便座先端から後方へ100～200mm 2倍目(高700mm、便座先端から前方400mm)																																																																																																																							
	表示灯(身障者用)	床下～中心	1,800																																																																																																																							
	機器収容箱	床下～中心	2,000																																																																																																																							
火災報知	直列ユニット	床下～中心	300																																																																																																																							
	直列ユニット(和室)	床下～中心	200																																																																																																																							
	受信機・副受信機	床下～中心	1,500																																																																																																																							
	発信器	床下～中心	1,300																																																																																																																							
	表示灯	床下～中心	1,800																																																																																																																							
ベル	床下～中心	2,300																																																																																																																								

原図：A 2

			
		昼白色(5000K)、高演色Ra95 美ルック、拡散タイプ、ネジ込み方式 カバー：ガラス(乳白つや消し)。(ホワイト) 参考型番：LGB81604 LE1	
A13	LED灯 LRS1-1700LM	B8	LED灯 495lm 消費電力8W
			
非常灯タイプ 常時：非常用ライトバー点灯 非常時：非常灯本体組込LED(一般出力型)点灯 蓄電池：ニッケル水素電池 非常灯評定番号：LALF-018 非常用LEDレンズ：ガラス、常用ライトバー：ポリカーボネート(乳白) 自己点検スイッチ付、充電モニタ(緑)付 参考型番：XLG211AGNJ LE9			
C16	LED灯 1600lm 消費電力12.5W		

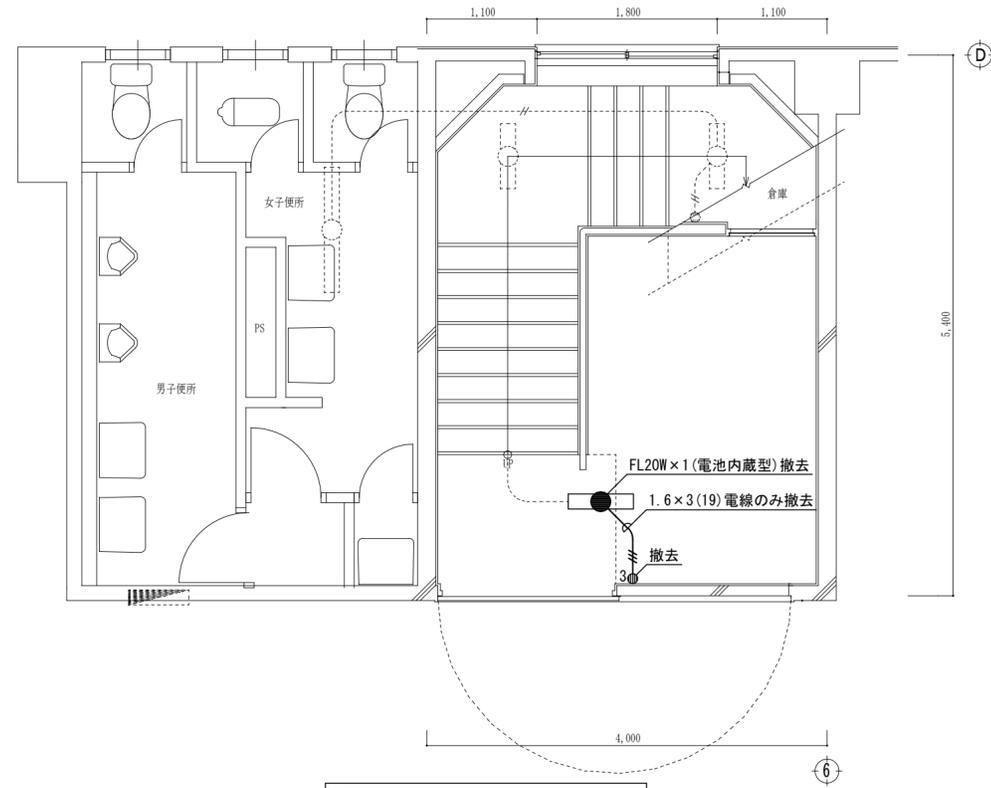
			
		参考型番：CBN-3C 電源電圧 AC100V 50/60Hz (内部電源DC12V) 形状 壁取付形 材質 SPCCT1.2 窓数 3窓 表示方式 呼出音と表示窓点灯	
NC1	3窓用トイレ呼出表示器	NC2	呼出ボタン(引きひも付)
			
		参考型番：NR-BZLB27 備考 壁埋込型(JIS2個用スイッチボックス) 材質 プレート：自己消火性樹脂 ランプカバー：ポリカーボネート 備考 プザー付	
NC3	プザー付廊下灯	NC4	復旧ボタン
		参考型番：NBR-7HWA 形状 壁埋込型(JIS1個用スイッチボックス) 材質 自己消火性樹脂 備考 引きひも式、押ボタン式両用	
		参考型番：NBR-2A-C 形状 壁埋込型(JIS1個用スイッチボックス) 材質 樹脂 備考 非防水形	



原図：A 2

TITLE	DRAWING TITLE	SCALE	設計者	No.
津市中央市民館多目的便所設置工事	分電盤結線図・照明器具姿図・弱電機器	N・S	山本 寛康	E- 04
一級建築士事務所 山本一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397			設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛康	

改修前

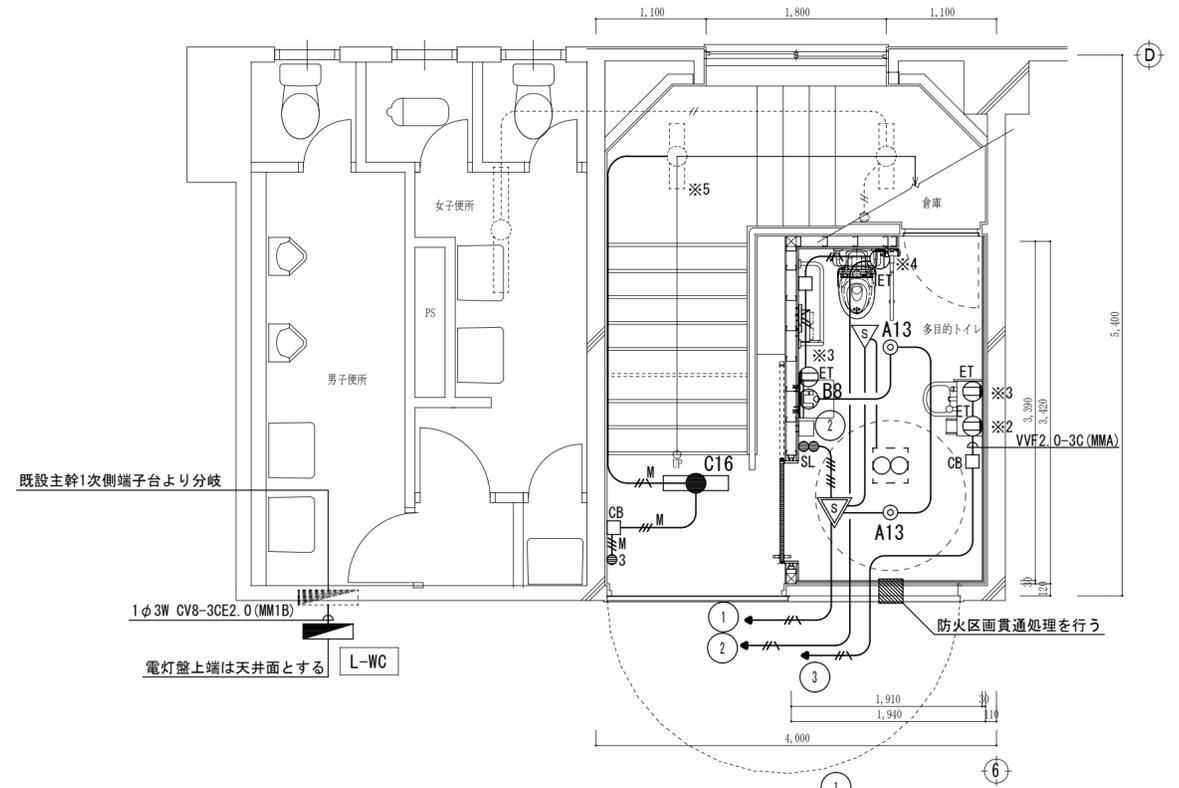


図中点線にて記入のものは既設再使用とする

改修前 1階平面図 S=1/50

※注記  
・水銀使用製品は産業廃棄物として関係法令により適切に処理すること。

改修後



改修後 1階平面図 S=1/50

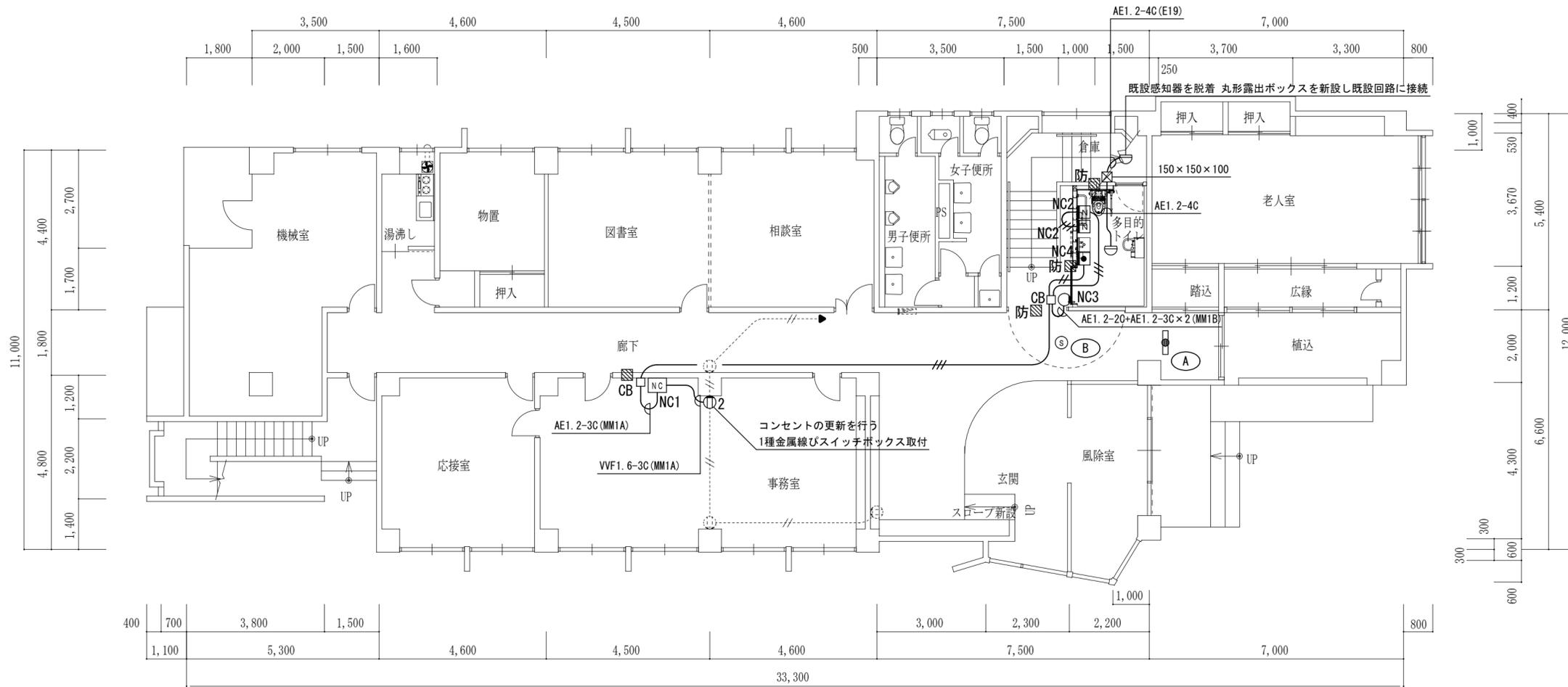
記号	名称
☐	電灯分電盤
◻	LED灯 本体内蔵非常電源LED
◎	LED灯 ダウンライト
○	LED灯 ブラケット
▽	人感センサ 参考型番: WTK24818
▽	人感センサ 換気扇対応子機 参考型番: WTK29318
SL	熱線センサー付自動スイッチ用操作スイッチ 2回路用
●3	埋込スイッチ 3W15A x 1
ET	埋込コンセント 2P15A x 1 接地端子付
CB	1種金属線び コーナーボックス
図中点線にて記入のものは既設再使用とする	

記号	名称
※1	既設回路に接続
※2	電気温水器
※3	自動水栓
※4	温水洗浄便座
※5	機器脱着

図中記入なき配線は下記とする	
—	VVF1.6-3C 内1Cは接地線
—	VVF2.0-3C
—	VVF1.6-3C x 2
—	VVF1.6-3C (MM1A)
—	VVF1.6-3C (MM1A)
斜線の傾きの異なるものは接地線を示す	

原図: A2

改修後



改修後 1階平面図 S=1/100

記号	名称
☐	蛍光灯 電池内蔵型 直付 既設品
⊖2	埋込コンセント 2P15A×2
NC1	トイレ呼出表示器
NC2	呼出ボタン
NC3	プザー付廊下灯
NC4	復旧ボタン
☐	感知器 差動式スポット型 2種
⊙	感知器 煙 3種 既設品
☒	プルボックス
☒	はつり補修
☒防	防火区画貫通補修

点線にて記入のものは既設再使用とする

取外し再取付機器	
記号	名称
A	FL20W×1 電池内蔵型 直付
B	煙感知器 3種

図中記入なき配線は下記とする	
—//—	AE1.2-2C 誘導支援
—///—	AE1.2-3C 誘導支援

原図：A 2

TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事	DRAWING TITLE 電灯設備・弱電設備 改修前 改修後 1階平面図	SCALE 1/100	一級建築士事務所 三重県登録第1-2396号 山本 一級建築士事務所 三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397	設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛康	No. E-06
---------------------------	---	----------------	--	-----------------------------------	-------------



※横走り管の吊り間隔

鋼管	100A以下 125A以上	- -	2m以下 3m以下
ビニル管 耐火二層管 鋼管	80A以下 100A以上	- -	1m以下 2m以下
鉛管			1.5m以下
鍍鉄管	標準図による		

※横走り管形鋼振れ止め支持間隔

支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
鋼管	-	50A~100A	125A~
鍍鉄管			
ビニル管 耐火二層管 鋼管	25A~40A	50A~100A	125A~

※冷媒用鋼管の横走り管の支持間隔

基準外径 9.52mm 以下 吊り間隔 1.5m以下 ※ 液管・ガス管共吊りの場合は  
基準外径 12.70mm 以上 吊り間隔 2.0m以下 液管の外径を基準とする。  
形鋼振れ止め支持間隔は、鋼管に準ずる。

(2) ダクト工事

- 矩形ダクト □ 亜鉛鉄板 JIS G 3302 (SGCC、SGCCA) 鍍金付着Z18以上  
□ ステンレス鋼板 JIS G 4305  
工法 □ アンクルフランジ工法  
□ 共板フランジ工法  
□ スライドオンフランジ工法  
形鋼補強 □ 山形鋼 JIS G 3101 □ SUS鋼材 JIS G 4317  
丸ダクト ■ スパイラルダクト  
□ 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (多湿箇所) AS-62 (RS-VU)

(3) 保温塗装工事

1) 材料 部分的に材料を変更する場合は、図面に明記すること。

■ グラスウール保温材 保温箔 JIS A 9504 2号 40K  
(屋内一般等) 保温板、保温帯 JIS A 9504 2号 40K

■ 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 給湯管	<input type="checkbox"/> 温水管
<input type="checkbox"/> 蒸気管	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管	<input type="checkbox"/> 冷媒管	<input type="checkbox"/> 消火管

(屋外等)

<input type="checkbox"/> 給湯管 (70℃以上)	<input type="checkbox"/> 温水管	<input type="checkbox"/> 蒸気管	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管
<input type="checkbox"/> 冷媒管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

□ ロックウール保温材 保温板、保温帯、ブランケット  
(防火区画貫通部等) 1号 JIS A 9504

<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 給湯管	<input type="checkbox"/> 温水管
<input type="checkbox"/> 蒸気管	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管	<input type="checkbox"/> 冷媒管	<input type="checkbox"/> 消火管

■ ポリスチレンフォーム保温材 保温箔 JIS A 9511 3号  
(屋内一般等) 保温板 JIS A 9511 3号

<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管	<input type="checkbox"/> 冷水管 (2~4℃)
<input type="checkbox"/> プライン管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(屋外等)

■ 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 給湯管 (70℃以下)	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管
<input type="checkbox"/> プライン管	<input type="checkbox"/> 消火管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

■ 調合ベント塗り塗料 JIS K 5516 (合成樹脂調合ベント) 1種  
(露出)

<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input checked="" type="checkbox"/> 通気管	<input type="checkbox"/> ドレン管
<input type="checkbox"/> ガス管	<input type="checkbox"/> 消火管	<input type="checkbox"/> 油管	<input type="checkbox"/> 冷却水管
■ ダクト管			

2) 保温厚

・グラスウール、ロックウール

保温厚 (mm)	20	25	30	40	50
給水・排水・ドレン・給湯 膨張・温水・消火管	~80A	100~150A	-	200A~	-
蒸気管	~25A	-	32~50A	65A~	-
冷水・冷温水・冷媒管	-	-	~25A	32~200A	250A~

・ポリスチレンフォーム

保温厚 (mm)	20	25	30	40	50	65
給水・消火・排水管	~80A	100A~	-	-	-	-
冷水・冷温水管	-	-	~25A	32~200A	250A~	-
冷水管 (冷水温度2~4℃)	-	-	~20A	25A~100A	125A~	-
プライン管	-	-	-	~25A	32~80A	100A~

・機器ダクト保温厚

保温厚	25mm	ダクト (屋内露出 [機械室、書庫、倉庫]、隠蔽部)、消音チャンパー・エルボ 膨張タンク、鋼板製タンク、排煙ダクト隠蔽部 (ロックウール)
50mm	ダクト (屋内露出 [一般居室、廊下])、サプライチャンパー、貯湯タンク類 冷水・冷温水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水・蒸気ヘッダー 排気筒隠蔽部 (ロックウール)	
75mm	煙導 (ロックウール)	

3) 種別

給排水衛生設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様のみ)

	1	2	3	4
屋内露出	保温筒	鉄線	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・P S内	アルミガラスクロス化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ		
暗渠内 (ピット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色アルミガラスクロス
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上

- ※1) 排水管については、上表暗渠内 (ピット内) の仕様を防食テープ巻きに読み替える。  
※2) サヤ管工法; 架橋ポリエチレン・ポリブデン管使用の場合は、上表保温不要。  
※3) 消火管の保温は北勢・伊賀の山沿い寒冷地に限る。(消防打合せにより内容変更)

空調設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様のみ)

	1	2	3	4	5
屋内露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・P S内	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	アルミガラスクロス仕上	
(温水・蒸気管以外)					
暗渠内 (ピット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色アルミガラスクロス仕上	
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上	

- ※1) 冷媒管に断熱材被覆鋼管を使用した場合の保温種別  
■ 保温化粧ケース仕上 ■ ポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上 (屋外露出部分)  
■ 保温化粧ケース (スリムダクトP D相当) 仕上 (給食室内露出部)

機器保温仕様

	1	2	3	4	5
冷水・冷温水タンク 鋼板製タンク	紙	保温板	ポリエチレン フィルム	鉄線	SUS鋼板仕上 カラー鉄板 (屋内)
冷水・冷温水ヘッダー 温水・膨張・還水 貯湯タンク	紙	保温板	鉄線		SUS鋼板仕上 カラー鉄板 (屋内)
温水・蒸気ヘッダー 熱交換器					

- ※1) 密閉式膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンパー・煙道 保温仕様

	1	2	3	4	5
長方形ダクト	屋内露出	一般・廊下	紙	保温板	カラー鉄板
	機械室		紙	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ
	屋内隠蔽、D S内		紙	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ
	屋外露出、多湿箇所		紙	保温板	ポリエチレンフィルム
スパイラルダクト	屋内露出	一般・廊下	保温筒	鉄線	カラー鉄板
	機械室		アルミガラスクロス化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋内隠蔽、多湿箇所		アルミガラスクロス化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋外露出、多湿箇所		保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム
サプライチャンパー			紙	保温板	ガラスクロス
消音チャンパー、エルボ			紙	保温板	ガラスクロス
排煙ダクト長方形	屋内隠蔽		紙	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ
排煙ダクト円形	屋内隠蔽		アルミガラスクロス化粧保温筒	アルミガラスクロス粘着テープ	
煙道			ブランケット	鉄線	カラー鉄板

- ※1) 排煙ダクトは、ロックウール保温板、保温帯、1号を使用。  
※2) 煙道ブランケットは、JIS G 3554 (亀甲鋼網) による亜鉛鍍金を施した網目16線径0.55  
による防錆処理を施したプラス0号で外面補強したものを使用。  
※3) 銅電甲鋼網は、JIS H 3260 網目10、線径0.5

配管用炭素鋼管の塗装仕様

機材	状態	塗料の種類	塗り回数			備考
			下塗り	中塗り	上塗り	
白管	露出	調合ベント	1	1	1	下塗りはさび止めベント
黒管	露出	調合ベント	2	1	1	下塗りはさび止めベント

- ※1) ねじ切りした部分の鉄面は、さび止めベント2回塗りを行う。

4) 施工

ダクト保温施工範囲

1. SA  
□ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ( )
2. EA  
□ 保温あり ■ 保温なし □ 図面による □ その他 ( )
3. RA  
□ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ( )
4. OA  
□ 保温あり □ 保温なし □ 図面による □ その他 ( )
- チャンパー内貼施工  
□ 内貼あり ( 25mm ) □ 内貼なし □ 図面による □ その他 ( )

(4) スリーブ工事

1. 管スリーブの径は、原則として、管の外径 (保温されるものは、保温厚さを含む) より40mm程度大 (=2サイズUP) なるものとする。  
箱抜きスリーブは、木枠又は鋼板 (実管ダクト) とする。  
2. 地中部分のスリーブは、塩化ビニル管 (VU) とし、水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とする。  
3. その他のスリーブは、特記なき限り、紙ボイドとする。紙ボイド使用の際は、配管前に必ず撤去のこと。

10 共通事項

- 陸上ポンプ、送排風機 (エアハン含む) の電動機は、すべて全閉防まつ形とする。
- 配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にすること。
- 系統が分かるように、必要箇所 (機械室、P S内等) に文字書き・矢印記入・バルブ札取付を行うこと。手書きもしくはカッティングシートとする。
- 機器・配管・支持金物には、絶縁処理を行うこと。
- 配管に空気が滞留する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄りのドレン管に接続すること。
- 屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、もしくはあと施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、機器仕様書、耐震クラス等を確認すること。また、重量機器にあと施工アンカー工法を採用する場合、ケミカルアンカーを使用し施工すること。
- 機器、配管の耐震措置及び機器、ダクトの防振・消音については、標準仕様書、標準図、施工監理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮すること。
- 雨がかり部に取り付けるガラのチャンパーには、水抜きを設けること。
- 屋外埋設管 (給水、消火、ガス) には、埋設シートを敷設し、曲がり・分岐部には、地中埋設標を施工すること。
- 冷水及び冷温水管の支持材には、合成樹脂製支持受けを使用すること。
- 水栓は、節水機構付きのものを使用すること。
- 冷媒管等防火区画貫通部は、建築基準法・消防法に適合する工法にて防火処理を行うこと。
- 地中埋設配管については、下記の沈下対策を講ずること。
  - 管は継ぎ手の組み合わせにより可とう性をもたせる。
  - 接続箇所は必要に応じてコンクリートで保護する。
  - 土間配管は、土間防に吊り下げするなど埋設配管を保持すること。
  - 呼び径100A以下はM10、125A~250AはM12、250A以上はM16のステンレス棒鋼を使用する。
- 屋外露出及び多湿箇所 (トレンチピット等) の配管架台は、SUS又はS S溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。
- 屋外設置のマンホール類には用途名を入れること。
- 合成樹脂製カバーの仕上げについては、保温見切り箇所には菊座の取り付けを行うこと。
- 送風機用ベルトカバーには点検口を設けること。

※特記事項

- ※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。
- ※ 現場作業着手までの敷地内調査は、事前に施設関係者及び市監督員の承諾を得るものとし、また休日等の行事に影響を与えない範囲とする。
- ※ 工事作業については、工事の遂行に必要な施工体制を確保すること。
- ※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。
- ※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。
- ※ 工事期間中、現場内入場者、近隣関係者へ危害を与えないよう注意し、かつ周辺道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。
- ※ 安全対策として、作業範囲にはコーン等を設置すること。
- ※ 側溝、溝等は車両通行時に破損しないよう、鉄板敷き等で養生すること。
- ※ 工事車両の出入りについては、登下校時間を避け安全確保に十分配慮すること。
- ※ 大型車両進入時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全確保に配慮すること。
- ※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。
- ※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規制法に基づき、関係機関への届出打合せの上、作業に着手することとし、また、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承諾を得てから行うこと。
- ※ 工事着手前には、現況状況把握のために破損箇所等があれば、市監督員の立会のもと写真等に記録しておくこと。また、工事過程において、既存施設に破損等を与えた場合は、工事受注者の負担において速やかに復旧すると共に、市監督員に報告をすること。
- ※ 本工事の現場施工にあたっては学校運営に支障のないように、土日祝日等休日に施工を行うようにすること。ただし、平日であっても授業等に影響のない範囲に限り施工を行うことを認める。
- ※ 設計書に明記なくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるものは本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。

原因 : A 2

TITLE  
津市中央市民館多目的便所設置工事

DRAWING TITLE  
機械設備  
特記仕様書 2

SCALE  
N/S

一級建築士事務所  
三重県登録第1-753号  
山本 一級建築士事務所  
管理建築士 一級建築士 第61738号 山本 寛 蔵  
三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779  
三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397

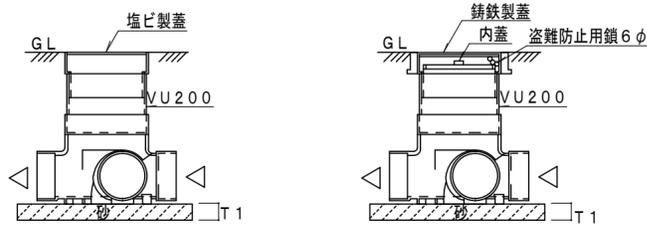
設計者  
一級建築士  
第317991号  
山本 寛 蔵

No.  
M-02

凡 例

記号	名称	記号	名称	記号	名称	記号	名称
———	給水管	-----	既設配管	⊗ ⊕	弁類: JIS10kg/cm <sup>2</sup>	☒ ☓	換気機器
———	污水・排水管	□ □	給水栓	●	排水金物	⌒	換気ダクト
-----	通気管	Ⓜ	床上掃除口				

汚水小口径樹 (参考図)



換気機器表

記号	品名	風量 (m <sup>3</sup> /h)	ダクト径	静圧 (Pa)	電源 (W)	付属品	設置場所	台数
VF-1	天井換気扇: 低騒音形 本体: 金属	150	100	70	1φ100V23.0W	SUS製深形パイプフード (ガラリ付), 天吊金具	多目的便所 参考品番: VD-15ZP10	1

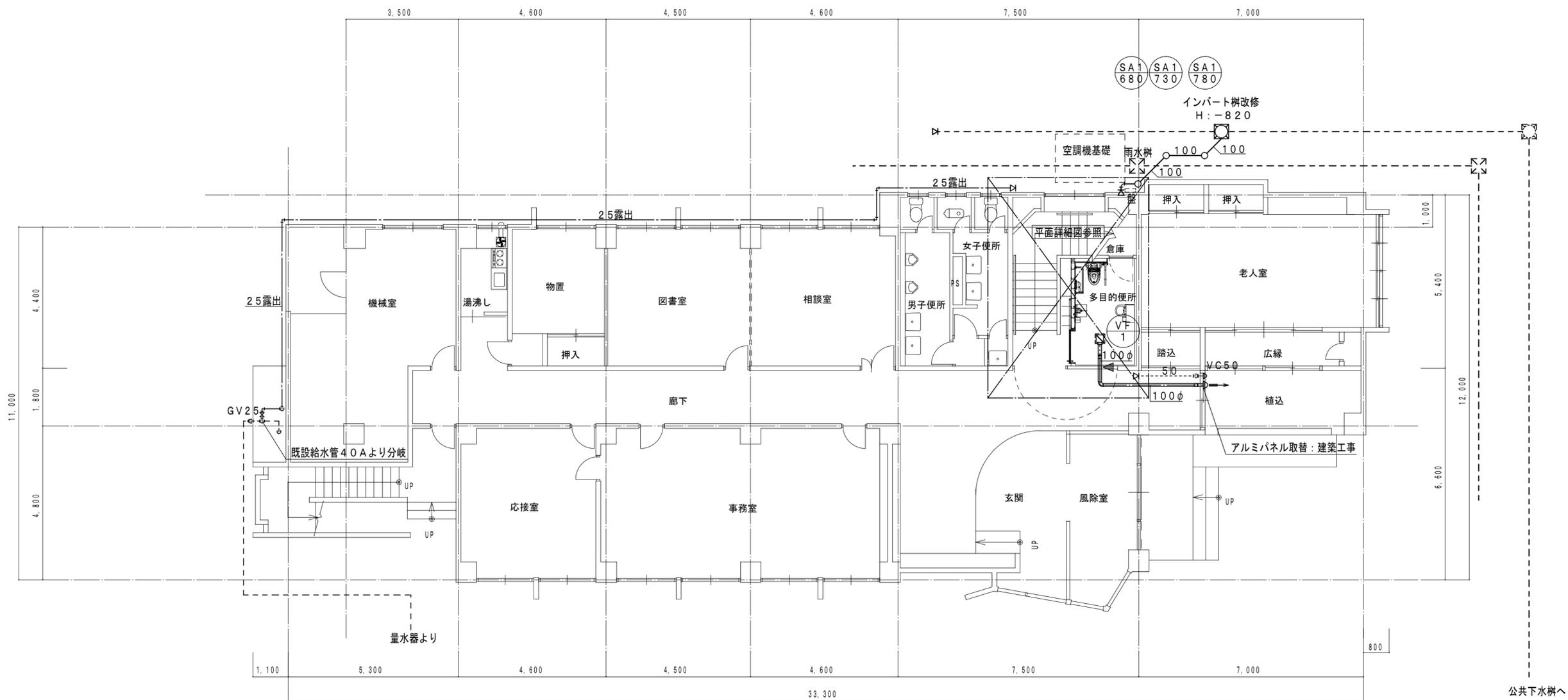
※動力は参考数値とする。

衛生器具表

名称	参考品番 (TOTO)	参考品番 (LIXIL)	合計	多目的便所
洋風便器	CFS497B, TCF5840AUPR (温水洗浄便座), YH702	BC-K21S, DV-K213FL-CK (温水洗浄便座), CF-63HST	1	1
L形手すり	T112CL11, 付属固定金具共	KF-926AE80D25, 付属固定金具共	1	1
はねあげ手すり	T112HK7R, 付属固定金具共	KF-471EH70, 付属固定金具共	1	1
背もたれ	EWC283CR, 付属固定金具共	KFC-275T1U, 付属固定金具共	1	1
洗面器	LSA125AA (自動単水栓・水石継付)	L-A951A2C (自動単水栓, 水石継付)	1	1
オストメイトバック: 電気温水器付	UAS81RDB2N, UTR141X2	PT0M-A210TRW, PT0M-DSCRX2	1	1
化粧棚	YKH50A	KF-87	1	1
化粧鏡	YMK51K	KF-D3611AS	1	1
			1	1

原図: A2

TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事	DRAWING TITLE 機械設備 凡例・樹参考・器具機器表	SCALE N/S	一級建築士事務所 三重県登録第1-753号 <b>山本一級建築士事務所</b> 管理建築士 一級建築士 第61738号 山本 寛 蔵 三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397	設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛 蔵	No. M-03
---------------------------	---------------------------------------	--------------	---	------------------------------------	-------------



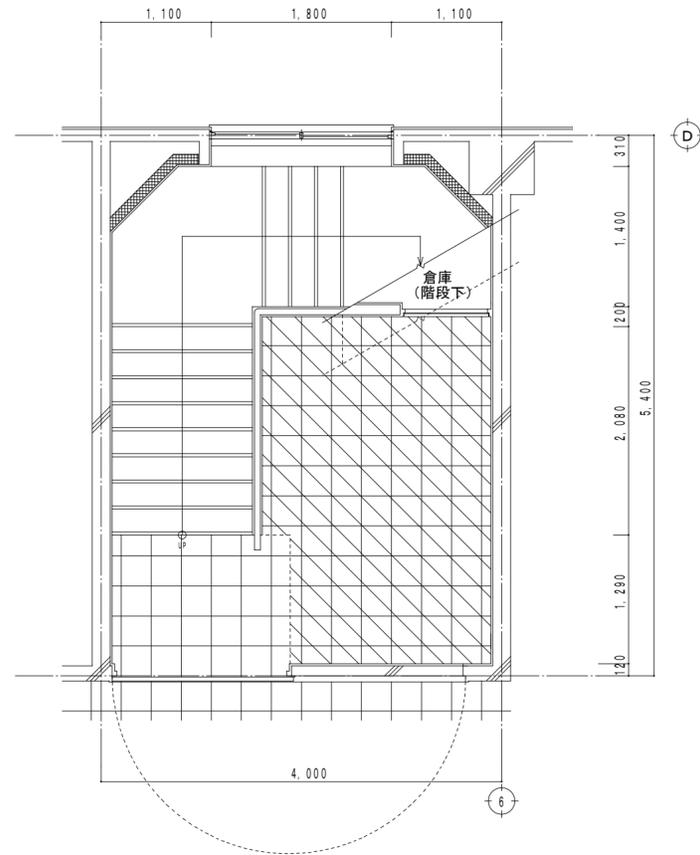
改修後 1階平面図 S=1/100

改修工事凡例	
—	今回施工工事を示す
- - -	既設を示す
○	既設配管接続箇所を示す
◀ ⊠	コア抜き貫通箇所を示す
< 1 ⊠	既設貫通箇所を示す
梁貫通箇所は鉄筋探査を必要とする。	
躯体貫通箇所は既設スリーブを優先に使用すること。	
土間はつり復旧は建築工事とする。(建築図参照)	
※今回改修工事にあたって、施工上当然と思われる工事は本工事に含む。	

原図: A2

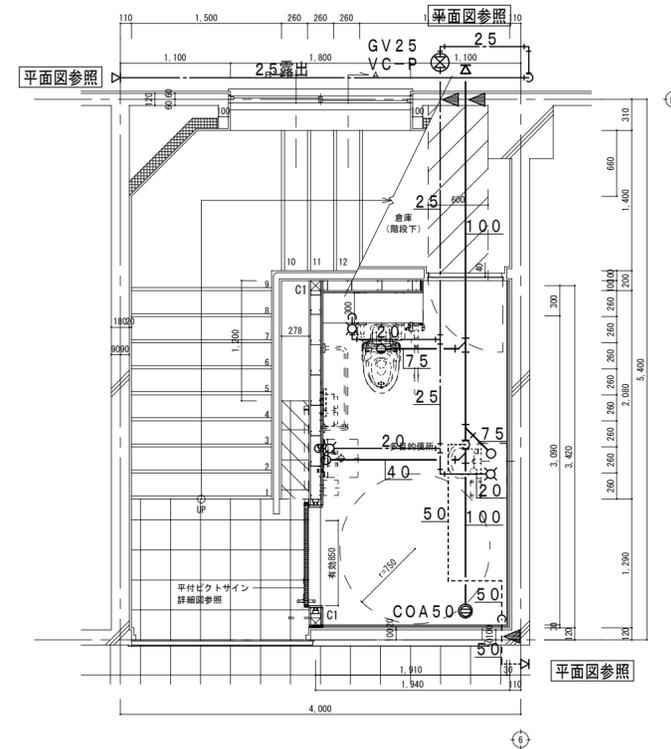
TITLE 津市中央市民館多目的便所設置工事	DRAWING TITLE 機械設備 給排水衛生換気 平面図 (改修後)	SCALE 1/100	一級建築士事務所 三重県登録第1-753号 <b>山本 一級建築士事務所</b> 管理建築士 一級建築士 第61738号 山本 寛 蔵 三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779 三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397	設計者 一級建築士 第317991号 山本 寛 蔵	No. M-04
---------------------------	--	----------------	--	------------------------------------	-------------

改修前



改修前 1階平面詳細図 S=1/50

改修後



改修後 1階平面詳細図 S=1/50

改修工事凡例

	今回施工工事を示す
	既設を示す
	既設配管接続箇所を示す
	コア抜き貫通箇所を示す
	既設貫通箇所を示す
梁貫通箇所は鉄筋探査を必要とする。	
躯体貫通箇所は既設スリーブを優先に使用すること。	
土間はつり復旧は建築工事とする。(建築図参照)	
※今回改修工事にあたって、施工上当然と思われる工事は本工事に含む。	

原図：A2

TITLE  
津市中央市民館多目的便所設置工事

DRAWING TITLE  
機械設備  
給排水衛生設備 平面詳細図 (改修前・改修後)

SCALE  
1/50

一級建築士事務所  
三重県登録第1-753号  
山本 一級建築士事務所  
管理建築士 一級建築士 第61738号 山本 寛 蔵  
三重県津市藤方1457-4 電話<059>(225)0757 FAX<059>(224)1779  
三重県津市白山町八対野1170 電話<059>(262)0397 FAX<059>(262)0397

設計者  
一級建築士  
第317991号  
山本 寛 蔵

No.  
M-05